

衆議院

内閣委員会

議 録 第 五 号

平成十四年十一月八日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 佐々木秀典君

理事 逢沢 一郎君

理事 小野 晋也君

理事 伊藤 忠治君

理事 河合 正智君

理事 大村 秀章君

理事 嘉数 知賢君

理事 亀井 久興君

理事 菅 義偉君

理事 谷川 和穂君

理事 近岡理一郎君

理事 林 省之介君

理事 井上 和雄君

理事 岩國 哲人君

理事 大島 章宏君

理事 松本 剛明君

理事 太田 昭宏君

理事 吉井 英勝君

青山 丘君

渡辺 博道君

細野 豪志君

西村 眞悟君

奥山 茂彦君

金子 恭之君

木村 隆秀君

高橋 一郎君

谷本 龍哉君

西野あきら君

菱田 嘉明君

石毛 鏡子君

枝野 幸男君

鈴木 康友君

横路 孝弘君

児玉 健次君

北川れん子君

都築 讓君

樋高 剛君

谷垣 禎一君

鴻池 祥肇君

根本 匠君

大村 秀章君

木村 隆秀君

池坊 保子君

山本 庸幸君

永谷 安賢君

政府参考人  
(警察庁生活安全局長)

政府参考人  
(警察庁刑事局長)

内閣委員会専門員

委員の異動

十一月八日

辞任

奥山 茂彦君

高橋 一郎君

岩國 哲人君

大島 章宏君

山花 郁夫君

山元 勉君

吉井 英勝君

同日

辞任

西野あきら君

菱田 嘉明君

井上 和雄君

枝野 幸男君

鈴木 康友君

松本 剛明君

児玉 健次君

補欠選任

菱田 嘉明君

西野あきら君

井上 和雄君

鈴木 康友君

松本 剛明君

枝野 幸男君

児玉 健次君

補欠選任

高橋 一郎君

奥山 茂彦君

岩國 哲人君

山元 勉君

大島 章宏君

山花 郁夫君

吉井 英勝君

十一月八日

構造改革特別区域法案(内閣提出第六九号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出、  
第百五十四回国会法第六八号)

構造改革特別区域法案(内閣提出第六九号)

特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する

法律案(都築讓君外一名提出、第百五十四回国  
会案法第二六号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

第百五十四回国会、内閣提出、古物営業法の一  
部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣  
法制局第二部長山本庸幸君、内閣府国民生活局長  
永谷安賢君、警察庁生活安全局長瀬川勝久君及び  
警察庁刑事局長栗本英雄君の出席を求め、説明を  
聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よっ  
て、そのように決しました。

○佐々木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。金子恭之君。

○金子(恭)委員 おはようございます。自由民主  
党の金子恭之でございます。

今回議題になっております古物営業法改正につ  
きまして質問をさせていただきます。

この古物営業法につきましては、御案内のと  
おり、古物営業における盗品等の売買の防止、早期  
発見等を図るための古物営業について必要な規制  
等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図  
り、その被害の迅速な回復に資することを目的と  
して昭和二十四年に制定されたわけでございま  
して、極めて重要な役割を果たしておることは申す  
までもありません。

これまで、時代に即してこの改正がなされてき  
ていくわけであります。前回は平成七年に主要な

改正が行われているわけでございますが、まず最  
初に、今回の改正につきまして、趣旨につきま  
して大臣よりお話を聞かせたいと思いま  
す。

○谷垣国務大臣 高度情報通信ネットワーク社会  
へ移行してまいりまして、インターネットを利用  
した古物取引というものが随分量的に拡大してま  
いりました。こういう大きな流れの中で、ホーム  
ページを利用した無許可営業というのが出てきて  
いる。それから、従来、古物商は取引をするとき  
に相手方を本人確認するようにというのが法の要  
求するところだったんですが、ネットワーク上、  
インターネット上、そんなことをするのはとても  
無理だということで、平成十二年十月には当時の経  
団連から、電子署名のような仕方では本人確認を  
すればいいじゃないかというような規制緩和要望も  
出ている。それだけ広がってきたわけですね。

一方、だれもが手軽に古物取引に参加できる  
いわゆるインターネットオークションが発達してき  
ている中で、財産犯人がインターネットオーク  
ションを利用して盗品等を処分するという事例が  
随分出てまいりまして、少年による犯行を初め、  
財産犯が誘発をされているという面があるわけ  
です。これを防止する必要があるわけでは  
ないかというのが一つでございます。

それから、財産犯に係る最近の犯罪情勢とい  
うのは極めて厳しい状況にありまして、犯罪も広域  
化しているわけですが、電子メールなどを利用し  
て、品触れ制度、こういうものが盗まれたもので  
すというふうな、そういう品触れ制度を一層活用  
することが求められているとか、こんな動きがあ  
るように思います。

こういう古物の取引におけるインターネットの  
利用の拡大にかんがみまして、古物営業法の目的  
である盗品等の売買の防止、速やかな発見などが

第一類 第一号

内閣委員会記録第五号

平成十四年十一月八日

効果的に達成されなければいけないということで、今回の改正では、まず第一に、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項について定めるとともに、二番目として、古物商が買い受け等の相手方を確認するための措置に関する規制緩和を実施する。それから三番目として、古物競りあつせん業、いわゆるインターネットオークション等でございますが、これに關しまして、営業の届け出、申告、そのほかの遵守事項、それから競りの中止命令あるいは業務の実施方法の認定に關する規定を新設する。それから四番目として、品触れの発出方法として電子メール等を利用する方法を追加する。こんなことを盛り込みまして現時の情勢に合わせていきたい、こういうことでございます。

○金子(恭)委員 今大臣の方からお話がありましたように、非常に今インターネットの利用人口が急激にあつてゐる、それに伴つて電子商取引というのも非常に市場規模が毎年急激に増加しているという中で、だれもが気軽に、手軽に参加できるということで、インターネットオークションというものもここ数年間に非常に急激に伸びている分野であると思ひます。

そういう中で、今大臣の方からお話がありましたように、今回の改正の中で、古物営業の規制の対象にインターネットオークションを加えるということが言われたわけですが、今簡単に触れになりましたが、もうちょっと深く掘り下げて説明をしていただければありがたいと思ひます。

○瀬川政府参考人 お答えいたします。

御質問にありましたように、高度情報通信ネットワーク社会への移行に伴ひまして、だれもが手軽に古物取引に参加できるインターネットオークションが発達してきております。その中で、財産犯がこれを利用して盗品等を処分するという事例が多発しておるわけでございます。

インターネットオークションは、インターネットを用いるということから取引への参加が容易で

あります。また、競りの方法を採用しているということで、古物の売買が成立しやすい場であるというふうにも認められます。さらに、インターネットオークションには、これはインターネット特有でありまして、高度の匿名性があるというほか、さらに、売却の相手方が古物に關する専門的な知識を有しない消費者であることが通常であります。こういったことから盗品等の処分に利用しやすい場となつてゐるということで、盗品等の処分事例が多発しているというふうにも認められます。したがひまして、インターネットオークションにおける盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために一定の規制等を導入する必要があるというふうにも考えているところであります。

今回、こういった状況に対処するため、古物を取り扱う営業について必要な規制を定めております古物営業法に改正を行ひまして、インターネットオークションに係る届け出制、申告その他の遵守事項、認定制度等の必要最小限度の規定を設けることとしたものであります。

○金子(恭)委員 今局長の方から現状の問題点についてお述べいただいたわけですが、私もある意味ではこのインターネットオークションを規制に加えることについては賛成であります。中には、法規制までしてこれをやる必要があるのかという方々も大勢いらつしやるわけでありまして、そのことについてもっと犯罪の内容とか件数とか詳しい内容をお聞かせいただいて、そのことについての反論といいますか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○瀬川政府参考人 最近の治安情勢でございますけれども、刑法犯の認知件数は平成十三年に二百七十三万件を超える、戦後最高を記録しております。中でも窃盗犯の増加が著しいという状況にあります。

インターネットオークションにおける盗品等の処分状況を見ますと、都道府県警察に対して調査をいたしましたところ、平成十二年一月から十四年九月までの二年九カ月の間でございすが、件

数にして六百三十件、金額にして二千三百六十六万円に上つております。

これは潜在している事例の一部にすぎないというふうにも認められますので、検挙率でありますとか被害届率に基づきましてこれを割り戻すという形で暗数を推計してみますと、インターネットオークションにおける盗品等の処分状況は全体では八千七百件、被害額が三億五千万程度に達しているというふうに見込まれるわけであります。

その状況を若干詳しく申し上げますと、特徴といたしまして、複数回にわたる、要するに何度も反復継続して盗品等を処分している事例が八五％と非常に多い。それから、少年による盗品の処分事例が五一％と約半数を占めてゐる。それから、女子高生の下着ですとか制服とか、いわゆるマニア向けの、ある意味では流通性の低い特殊な物品も処分をされてゐるというふうなことで、インターネットオークションには盗品等の処分が容易な環境がある。これが少年や特殊な物品を処分しようとする者にとっては大変都合な状況になつてゐるというふうにも懸念をしておるわけであります。

事例を紹介せよとのお尋ねでございますので申し上げますと、例えば、男子高校生が、インターネットオークションで女子用の制服が高く売れる、こういうことを聞いて女子高生の制服を盗むというふうな事例でありますとか、少年のグループが、インターネットオークションで小遣い稼ぎをしようと考えて、バイク部品を大量に盗んでインターネットオークションで処分を繰り返している、こういった事例があります。したがひまして、少年によるものは最も懸念をされますが、それ以外にも、財産犯を誘発するという問題点があるのではないかとこのように見ているところであります。

こういった状況を踏まえまして今回の改正をお願いしているところでございます。

○金子(恭)委員 今局長のお話を聞いていますと、ある意味じゃ非常に青少年犯罪の温床になつ

ているというような形で、逆に、だれもが手軽に参加できるということがそういうことにつながつてゐるという意味では、非常に今回の規制というのは当然ではなからうかなと思つてゐるわけであります。

そういう中で、今回の改正の中でこの規制をすることによりまして、こういう犯罪を防止するとかという中でどういふ効果があるのか、お答えいただければと思ひます。

○瀬川政府参考人 今回の改正におきましては、幾つかの点がございすが、まず、事業者に対して、出品された古物に盗品等の疑いを認める場合は、警察官にその旨を申告していただくという義務を課することとしておりまして、盗品等の速やかな発見を図ることができるようにはなつかと思ひます。

それからさらに、出品された古物につきまして盗品であると疑ひに足る相当な理由がある場合は、警察本部長等は事業者に対して競りの中止を命ずることができるとしてあります。これによりまして、財産犯による盗品等の売買を間接的に阻止して、犯罪被害の回復に資することができると考えております。

さらに、出品者の確認の努力義務を課してあります。これにより、インターネット上の取引の匿名性を排除する、これによりまして主として盗品等の売買の防止が図られると思ひます。

それから、取引記録の作成や保存の努力義務を課してあります。盗品等の発見と犯罪被害の回復に資することができるとはなつかと思ひます。

それから、認定制度を設けることとしてあります。これは、盗品等の売買防止と速やかな発見に自主的に取り組んでいる事業者を利用者が判別できるようにするということによりまして、財産犯人が容易に盗品等を出品できる場が淘汰されて減少すると同時に、そのような取り組みを自主的に行う事業者が増加することによりましてインターネットオークションにおける盗品等の売買防止に

資することができるといふふうに考えております。

そのほか、インターネットオークションを通じて取引というものは、見ず知らずの他人と対面しない非対面取引であります。しかも、盗品を買い受けた場合は、民法の規定によりまして、盗難発生から二年間は被害者からの請求に応じて返還をしなければいけないということになっております。そこで、盗品等の売買の防止を図るということとは、とりもなおさず消費者の保護と取引の安全が確保されるということにもなるわけであります。電子商取引の活性化にもつながり、ひいては国民経済の発展に資する効果も得られると考えているところであります。

○金子恭委員 今、効果についてお話をいただいたわけですが、規制をすれば、必ず一方でそれに反対する方々もいらっしゃるわけで、インターネットの商取引というのは、さつきから何度も言いますが、だれもが手軽に参加できるといふことが一番の利点でございまして、そういう意味で、インターネットを通じてこういう自由な取引が阻害されるのではないかとこのことを言う方がいらつしやると思ひます。国民経済に不当な影響を与えることにならないか、そのことについて御見解をお願いいたします。

○瀬川政府参考人 今回の規制が導入されることになりました。例えは出品者の確認や取引記録の作成、保存を行わない事業者が営業を継続することは可能でございます。

出品者や入札者に具体的に影響が及ぶのは、盗品等であると疑うに足る相当な理由を警察で認めた場合、古物の競りが中止されるという必要最小限度の場合に限定をされております。このような内容の規制の及ぶのは、社会通念上相当のものではないかというふうに考えておまして、現に、多くのインターネットオークションの利用規約の中で同様の事項が定められているものといふふうに理解をしております。

一方、先ほど申し上げましたとおり、インター

ネットオークションを通じた見ず知らずの他人との非対面で行う取引というのに対しましては、利用者は大きな不安を抱くということにもなっているわけでありまして、また、盗難品であった場合の民法の二年間の返還期間というような問題もあり、取引の安全上問題であるというふうに思ひます。

こういった状況や、現に盗品の処分の事例が多発しているということをあわせて考慮すれば、今回の規制の内容は、インターネットの自由な取引や国民経済を不当に制限するものとは認められず、むしろ、インターネットを利用した古物取引の安全が確保されるということで取引の活性化につながる、国民経済の発展にも資するということではないかと考えているところであります。

○金子恭委員 そういう意味で、今局長の方からお話がありましたように、そのことを遵守していただいて、よりよい改正になるように御努力をいただきたいと思ひついであります。

最後の質問になるわけですが、今回の改正につきましては、インターネットの利用者数というものは物すごい莫大な数だといふふうに聞いておりますし、また商取引の数も物すごい数であります。その方々にどうやってこの改正を知らしめるか、これが非常に大きなこれからのお仕事だと思ひます。いい制度、規制がかかったとしても、それが利用されなければ、だれも知らなければ何の意味もないわけでありまして、きちんとその周知徹底について御努力をいただきましたと思ひますし、また、周知徹底と同時に、やはり監視体制というのが非常に重要じゃないかと思ひます。

私が危惧しているのは、きちんとした形で届け出をして、自分のホームページにも情報を得て、そしてまた都道府県の公安委員会の方にも登録した方々というのは、ある意味では非常にみんな安心して取引ができる相手でありまして、ある意味、そこに盗品が行くとは思えないんですね。あの意味では、裏、無登録の業者を選んでそういう

のが集中するのではないかなという危惧を私は持つて居るわけですが、そういうことも含めて、周知徹底の仕方、それから今度の改正についての、正直者がばかを見ないように、きちんとした監視体制を、そして違反した者にはきちんとした罰則をさせていただくということをお願いする次第でございます。最後にその点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○瀬川政府参考人 御指摘のとおり、インターネットを利用した古物の取引が大変活性化しております。当然一方で、無許可のインターネットにおける古物の取引というのも多発をしております。

今回の改正では、こういった無許可の営業の淘汰、排除を図るということで、ホームページを利用して古物取引をする古物商に対しては、ホームページ上にその許可証番号等を掲示するということを義務づけることとしております。一方で、都道府県警察のホームページに、これら古物商の名前でありまして許可証番号あるいはホームページのURL、こういったものを掲載するということにしております。

また、監視体制という御指摘ございましたが、警察ではサイバーパトロールというものを実施しております。インターネット上の違法行為の発見、検挙に努めているところであります。今回の改正案が成立いたしますれば、一見しただけでその営業者が無許可であるかどうかということとを区別することが非常に容易になるといふことであります。こういったサイバーパトロールも効果的に実施できることとなると考えております。引き続き違法行為の摘発に努めてまいりたいと思ひます。

それから、周知徹底のお話でございますが、こういった今回の改正の仕組みにつきまして、消費者の方、利用者の方がよく御理解をいただいて、取引しようというときは、警察のホームページを見て、これは本当に間違いない、許可を受けた業者かどうか確認をさせていただくというふうなこ

とをさせていただくということが非常に有効である、重要であると考えておりますので、広報啓発活動につきまして積極的に推進をいたしまして周知徹底を図り、今回の制度が有効に機能するよう努めてまいりたいと考えております。

○金子恭委員 ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で金子恭之君の質疑は終了いたしました。

次に、枝野幸男君。

○枝野委員 おはようございます。古物営業法についてお尋ねをさせていただく前に、通告をしておまかせなので御答弁は結構なんですが、せっかく国家公安委員長に御質問ができますので、一点だけ、お願いいたします。申し上げておきたいというふうに思ひます。

本日夕方にグライ・ラマ法王が日本を訪れます。トランジットで、一泊されるだけでありまして。従来からグライ・ラマ法王を政治的にどう位置づけるかという問題は難しい問題があるかもしれませんが、世界のVIPであることは間違いないと思います。法王が日本に来られた際には警察の方でVIP扱いで警備をされておられた。ところが、先日、実は今回モンゴルに行かれて帰ってくるということなんです。モンゴルに行かれたときに日本でもトランジットされた際には、それまでは千葉県警が公然と警備をつけておられたのが、四日だったと思ひますけれども、行かれるときには、その後いろいろ聞いてみますと、見えないうところで警備をされていいたなどという御説明はあるんですけれども、少なくとも、目に見える形で従来までやっていたような警備をされなかつた。

同僚議員が実際現場にもいましたので、心配をしまして警察の方の方にいろいろ問い合わせました。きょう来られた際にはきちんと従来どおりの警備をされるということですので結構なんです。が、お答えになれないでしょうが、どうもほかの国の大使館あたりから内政干渉でもあったのかなと思わざるを得ないと思ひます。

政治的にダライ・ラマ法王をどう位置づけるかは先ほど申したとおり別問題として、警察がどういう方を警備するかというのは政治問題とかかわりなく、危害を加えられる、ねらわれる可能性がある要人ということであれば、政治的な立場に関係なく警護されるのは当然のことだと思います。その場合、ダライ・ラマ法王というのは世界のVIPであるのは間違いないわけで、日本に滞在されている間、日本の警察の責任で何も起こらないようにされるのは当然だと思いますので、ぜひ今後もしちゃんと、法王が来日される際には警察の方で警備をしていただきたい、まずそのことを最初に申し上げておきたいと思っています。

○谷垣国務大臣 一般的に、どういう方を警備し、あるいは警備しない、どういう手法で警備するということは、手のうちをさらすことになって、表にしないということになっているようにございまして、今の枝野委員の御趣旨はよく承りました。

○枝野委員 それでは本題に入りますけれども、先ほどから、インターネットオークションについて、そこで盗品の売買が行われている、そこに問題を感じて法改正をしたということですが、これは要するに改正案の二条二項三号で書いております古物競りあつせん業、これがインターネットオークションのことである、これでよろしいですね。

○谷垣国務大臣 いわゆるインターネットオークションを古物競りあつせんという、今お引きになった条文でそういう言葉で表現しているわけですね。

○枝野委員 だれに聞いたらいいのかなと思ったあげく、文部科学省のところに文化庁に国語課というのがあって、そこを知らして、文部科学省の方から来ていただいたんですが、あつせんという言葉、日本語は通常どういふふうに使われているというお尋ねにどうお答えいただけるでしょうか。

○池坊大臣政務官 文化庁の国語課でお答えする

のは大変難しいうございしますので、辞書から引いてお答えさせていただきますと思います。

大辞泉によりますと、あつせんというのは「間に入って双方をうまく取り持つこと。」二番目に、「労働関係調整法による労働争議の解決方法の一。労働委員会が指名した斡旋員が労使間を取りなして、争議の解決を図ること。」三番目、「行政法上、公益事業用地の取得をめぐる当事者間の紛争を解決するために行われる手続き。」これは広辞苑、大辞林、日本国語大辞典においてもほぼ同じような意味のことが書かれています。

○枝野委員 今言っていた三つの意味、特に後段二つとも、一つ目の意味について法律的に何かなっている。いずれも、人と人との間の意見が分かれていたり立場が違っているところを間に人が入ってうまく取り持つという意味であるのは、皆さんお聞きになつていても異論はないと思いますし、日本語の意味としても、みんなあつせんという間に入つてうまく何か取り持つことだよねというのがある意味常識だと思います。

ところが、この法律で古物競りあつせん業、そして対象にされているインターネットオークションというのは、要するにインターネットの画面にだれか何か売りたいという人がいたら勝手にアクセスしてきて載せてください、それを見た人が勝手に幾らなら買いますとインターネットにアクセスしてください、それを見た売りたいと思つて

いる人は一番高い人に、じゃ、この人に売ろうか、後は本人同士で物を送ったりお金を渡したりということが行われる話であつて、インターネットオークション業者が、こちらでこういう高い物を高く売りたいと思つていて人がいる、こちらにできるだけ安く買いたい人がいる、間に入つて何か動いたりすることでは全くない。

あえて法律的に定義をすれば、古物に関して、その買い受けの申し込みの誘引の広告を行い、それから申し込みの誘引に対する申し込みについて競りを行い、最高価格の申し込みに関する情報を申し込みの誘引者に通知する役務をコン

ピューターを使つて行う。つまり、広告媒体を供してこつちから来た情報をこつちに渡してあげるといふだけであつて、今大臣政務官がおっしゃられた普通の意味での日本語のあつせんという言葉の理解の範疇から考えると、どうもインターネットオークションというのをあつせんという言葉で扱つてしまうと、常識的な日本語の意味としてのあつせんとして使われるあつせんということの意味がずれているというふうに思ふんですが、国家公安委員長、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 枝野議員に法律上の言葉の解釈を説くのは釈迦に説法でお恥かしいんですが、一般的に言つて法律用語は、辞書に書かれています。一般的な意味合いといひますか、一般的な意味合いを踏まえて使うのが当然と申しますか、本来であらうと思います。

ただ、今度は法律ということになりますと、一般に使われている意味合いと全く同じ意味合いで使つていくかという、やはり、それぞれの法の趣旨や何かを加味しましてある程度限定していくとか、限定だけではないかもしれませんが、いろいろなことがあり得るということは枝野委員御承知のとおりだと思います。

それで、今インターネットオークションはどういう機能果たしているかという御説明がございまして、事業者が利用者と交わしている契約は、今委員がおっしゃいましたように、コンピュータプログラムを利用することの許諾であつて、利用者はその契約に基づいて売買しようとする古物の広告を行うことができるという法律構成で当事業者はやつておられる、それはもう確かだろうと私は思います。

しかし、他方、インターネットオークション事業者は、古物の売却をしようとする者と買い受けようとする者との間でのオークションが行われるシステムを提供するわけですから、これによって出品物の情報を掲載する、それからオークションへの入札あるいはオークションによる落札、双方の連絡先の通知というふうなものが行われるわけ

ですね。それで、競りの方法を用いながら古物を売却しようとする者と買おうとする者を結びつける働きを、この場合、このシステムで行われているわけで、その結果として相互に結びつくという機能があると思ふんですね。それをこの法の上ではあつせんという言葉で表現している。そういう意味でこのインターネットオークション事業者の実態をあつせんという言葉を使つて表現したというふうには私は考えているわけですね。

○枝野委員 こういうときの大臣が弁護士としての大先輩であつてよかつたなと思つておりまして、中身の深い議論ができるんじゃないか、よかつたなと思つておるんです。

今お話しした中で、確かに、普通の日本語を法律の言葉で使うときにはそれよりも限定される、もちろんいろいろな要件がつく、それはある意味当たり前だと思ふんです。微妙にずれることがあるということはあるかもしれない。だけれども、少なくとも当事者、普通の人たちが受け取る言葉の意味、理解と、法律の言葉で使われていることの意味がずれてしまつていくというか、本人たちの意識と全然違う使われ方をしているということがあつていいのかどうかというのは疑問だと思います。

その前にちよつと、法制局に来ていただいでいて、一点だけ確認をしておきたいんですが、今大臣の御答弁の中にもありましたとおり、普通に国語辞書的に書いてある日本語の意味と法律上書かれている言葉の意味が食い違う場合がある、これはこれでよろしいですね。法制局として、内閣を代表してお答えいただけますか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。法令といひましても、要するに、国民がこれを読んで理解できるものでなければなりません。そういう意味で、用語の意味についても、普通は辞書に載つていふような、そういう一般的な意味で用

いることが原則だと思います。ただ、法令によりまして、一般に法令というのは権利義務の規範でありますから、そういう意味

さらにまた、法令の趣旨、目的、あるいはその法令が適用されるという場面は、もちろん各法令によって違うわけでございますから、同じ用語を用いたとしても、規定全体の中でその意味を考へる場合には、法令の規定によつて多少異なる意味合いがあるということも事実でございます。

○枝野委員　法制局、これで結構です。ありがとうございます。

あえて例えて言えば、フリーマーケットにお店を出した、そこで、フリーマーケットで買い物をする。フリーマーケットは主催者がいるわけである。主催者は場所を区切つて、それで、出展する人はこの区画、この区画とやつている。そこに並べておくと、買いたい人がやつてきて、売り買い自体はそこで本人同士でやる。このフリーマーケットの場を設定している人たちをだれもあつせんとは思わない。

○谷垣国務大臣 意識がどこにあるかというの、これはなかなか難しい議論ですけれども、繰り返しになりますが、私どもは、先ほど申し上げたような、単にフリーマーケットに行くというだけじゃなくて、出品物の情報の掲載、あるいはオークションへの入札、落札、それから参加者の双方の連絡先への通知がまさにそのシステムを利用してその利用契約のもとで行われる、そういうことで結果として結びつける作用が働いている、そこに着目しているわけでして、私は、枝野委員と若干日本語の感覚が違うのかもしれませんが、そのことを目してあつせんという言葉からえらく外れてしまったというふうには私は思わないんです。

○枝野委員 実は、これは単にあつせんと書くのかどうかということだけではなくて、後、これから申し上げるとおり、この法律は全く中身がないの、何か普通と思っているんですが、中身がないのに、何か普

者に努力義務が何かを課しているということの発点は、あつせんという言葉に引きずられて、この業者は間に入つて何かしているんですよといふことを前提にしていろいろな義務を課したりしているというふうな感じが私はあると思つてゐるんです。単にプログラムを提供しているという理解なのか、それとも間に入つて何かしているという理解なのかで、間にいる業者にさういふ責任を課せるのか、義務を課せるのかといふわけでして、単に言葉遊びではない

そうした意味の中で、例えば、確かにインターネットオークションの場合はいろいろとその途中に複雑なプログラムが入りますが、ではフリーマーケットの場合は何もしていないのかといったら、フリーマーケットの場をつくった人は、何月何日にフリーマーケットがありますよだなんてことで人を集めるというようないろいろなことをしてくれているわけですし、私はフリーマーケットに出展したことはありませんから詳細までわかりませんが、やはりそのフリーマーケットの場の中におけるいろいろなルールをつくってあげて、変な人が入ってきて場を混乱させたりとかしないようにという仕組みをきちんとつくってあげるといふような一種のプログラムを提供しているんですね。ルールを提供してあげているから、フリーマーケットの場にみんながわあっとやってきてその物を売ったり買ったりするということが行われている。それがたまたま電子的プログラムになっただのかどうかということにしかすぎなくて本質的なところはフリーマーケットの場の提供もインターネットのオークションも同じである。

そういうときに、フリーマーケットの業者があつせんだんということとは、これはさすがにだれも思わないだろうと思いますし、そこまですべてのことについて意味づけを与えるというのは、私はおかしいのではないか。これが何もないとつせんという言葉を使わなければ法律が書けないのかということではなくて、例えば、一番あつせりと書くのだつたら、競り売りの方式で行う形式を備えた電子広告プログラムの提供の営業というような書き方があるでしょう。

厳密に言うのであれば、私たちは、この法案が提出されてから警察庁の皆さんとディスカッションをする中で、こういうふうに変えられませんかというところで院の法制局などとも御相談をしていただければ、先ほどもちらつと申しました。急いで読みますから速記の方に申しわけないんですが、十物に關し、求めに応じ、その買ひ受けの申し込

○谷垣国務大臣　確かに、枝野委員を中心としてそういうことを検討されたということは私も承知しておりますが、先ほどの繰り返しになります。競りの結果として相互に結びつくという社会機能、そういう機能面も含めてインターネットオークションの定義づけをしたいというのがこの法律の考え方でございます。

それで、今枝野さんがおっしゃった広告という言葉は、早口でおっしゃったんですが、多分広告とおっしゃったわけですよ。それで、それはやはり主の意向を広く一般の人に知らせることを意図するにとまるんじゃないか。そうすると、私先ほどこから申し上げているような機能を十全に発揮することができないのではないかというの。私の考え方なんです。

○枝野委員 これは通告しなかったので、お答に  
なれなければ仕方がないんですが、インタ、  
ネットオークションで買いたいという申し込み  
あって、幾らで買いますと言って、最高価格の  
がどこの何という人で幾らでというのが売った  
という人に通知をされるわけですけども、こ  
時点では契約は成立しないと思うんですね。こ  
ういう、幾らで買いたいという人が出てきたけ  
ども、自分が広告的に示した最低売り渡し価格

りは上に行っているけれども、でも、申し込まれたら、やはりこの人には売りたくないといったら、売らなくて済むんじゃないんでしょうかね、インターネットオークションでは。

そのことに対して何の制裁もかけられないというか、契約を結んだから売りなさいということとで民法上の権利義務関係は発生しないんじゃないですか。あくまでも、その最高買い受け価格が、だれが申し受けたのかという通知がなされるだけで、その通知に基づいて初めてそこで売り手と買い手の間で売買契約が成立するんじゃないんでしょうか。

○谷垣国務大臣 ちよつと今の点は、私も裁判所でも通用するような答えにはなるか自信がないんですが、今のお話は、契約は成立していないのかもしれないとお話を伺いながら思いました。ただ、選定して紹介をしているというところに意味があるのかな。ちよつとこのところは、実は十分な自信があつて言っているわけではありませんで、申しわけありません。

○枝野委員 一般の日本語であつせんといった場合には、この人が買い手候補、この人が売り手候補、ぜひ契約しなさいよというところで仲裁に入るからあつせんだと僕は日本語としては思いますので、今のようなどたとすると、これはあつせんという言葉じゃなくて、あくまでも買い受け候補者の紹介にすぎないのであつて、やはりあつせんという日本語とは違うんじゃないかと思ひますが、後のこともあるので、文部科学大臣政務官に最後のお尋ねをします。

今の議論をお聞きになつてどういうふうに受け取られたか。政府のお立場ですから、いや、あつせんという言葉の範囲内だとおっしゃられればそれまでなんです、やはり、普通の国民が受け取っているあつせんという言葉と、この法律でインターネットオークションまであつせんという言葉に読んでいるということには、私はずれがあると思ひます。

た法律で普通の日本語と法令上の日本語にずれがあるというのは、昔つくつちやたらからしようがないですが、今、日本語の乱れとかいろいろなことが言われている中で、新たにつくる法律で、国民が普通に使っている国語辞書的な、正しいというかの日本語と法令上出てきた言葉の意味とにずれが出るというようなことは、一つは、文化行政、日本語文化というものを守るという観点から、あるいは国語教育という観点から、私は望ましいことではない、ほかにかえ得るんだから、何もこういう望ましくない法令をつくるべきではないと思ひますが、いかがでしょうか。

○池坊大臣政務官 今議題となつております法律内容を十分に私は把握いたしておりますので、このことに対しては答えするのは差し控えたいと思ひますが、一般的に、私は、やはり日常生活と法律用語とは同じであつた方が私もにはわかりやすいのではないかと今ふうには考えております。

今、日本語はどうなつていくのか。ただ、少年法のときも、少年というのは、私たち一般は少女と対比して使ひます。小中高校生のことを少年といひますが、少年法の場合には、成人に比して、少女も含めて少年でございまして、児童福祉法でも少年というのは定義が別にございまして、うふうには思ひますが、一緒である方がいいとは思ひております。

加えて、文部科学省から言わせていただくならば、日本語というのは、ただ意思の疎通にとつて大切だと思ひておられて、日本人並びに日本人の心の問題だと思ひておられて、これからの次の世代に日本語が正しく使われますように、私も力を尽くしていきたいというふうな思ひでおられますし、文化審議会の国語分科会でも、「これからの時代に求められる国語力について」という審議もいたしております。

ただ、やはり言葉というのは、生まれてきた根底というよりどころ、規範というものがござい

ますので、それを大切にしながら時代とともに歩んでいくことが大切と思ひておりますし、その点を留意しております。

○枝野委員 ありがとうございます。

私も、過去につくつた法律でずれが出てくる、そのことは現実として存在しているわけで、それをできるだけ直すという努力をすべきかすべきでないか、まあ、いろいろあるんだと思ひます。だけれども、新しい法律をつくるわけですから、新しい定義を置くわけですから、その場合には、何も疑義のあるようなことはしなくていいんじゃないかと思ひますが、いづれにしろ、お忙しい中、大臣政務官、ありがとうございます。

さて、まず入り口のところでこの定義にそういう問題があるんですが、条文、ちよつと逐条的に問題点をやつていきたいというふうな思ひで、届け出のこともありますが、ちよつと先に、真偽の努力義務の方から入つていきたいというふうな思ひます。

二十一条の二、「相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めなければならない」と書いてあるんですが、まず、前提事実として、現在のインターネットオークションは、その取引件数というべきなのか、取引されている金額というべきなのか、大手の三社が、ほぼ一〇〇%という言い方を警察庁の方はおっしゃつていました、シェアを占めている。そして、この大手の三社は、自分たちの自主的な判断で本人確認、真偽を確認するための措置を既にとつています。そうした中でこうした努力義務を法律で書くことの意味は何かあるんでしょうか。

○谷垣国務大臣 確かに、今、枝野さんがおっしゃるように、大手三社でほとんど市場を占めているというふうには私は判断しているわけですが、そういう中で、今おっしゃつたように三社として努力をしていることも事実で、私はそれは評価すべきことだと思ひてゐるんです。

ただ、現実問題、新しいものが出てこないとい

う保証もありません。それから、そういうときに、このインターネットオークションを利用した盗品の売買等があるわけですが、それに使われる理由というのは、匿名性にあるんだと思ひますから、本人確認義務を課す。確かに現状では三社ですけれども、今後出てくる可能性もあるわけですから、そうやって市場を整備していく意味というのは、私はあると思ひます。

○枝野委員 先ほどの質疑の中でも本人確認義務とおっしゃつてゐるんですが、もし、本当にこれが本人の確認ということをおこなうと、何で努力なんでしょうか。法的義務を課さないで、努めなければならぬということなんですか。

現実には、ほとんどの取引は本人たちの努力で本人確認をさせてゐる、それで大方のところは問題ない。いや、それでも、ほんの一部でも問題があつて困るということであるならば、法的義務にしなければ理屈が通らないと思ひますけれども、いかがですか。

○谷垣国務大臣 そこはなかなか実は難しいところで、枝野委員は先ほど、この法律は実効性がないということをおっしゃつたわけですが、これは、取り締まつて犯罪を摘発していくという立場からすれば、行け行けどんどんというのがいいのかもしれない、それはそれはそうはいかないので、やはりできるだけ抑制的ということも私は必要なんじゃないかと思ひます。

そうしますと、すべて義務といひますが、あるいは背景に、例えば罰則でもつてどんどんやつていくより、現実には大手三社で努力義務をしていただく方もそういうことを課して、匿名性というものを排除して犯罪の可能性を少なくしていくということは、私は十分に意味のあることだ、こう思ひます。

○枝野委員 私は、この本人の真偽確認ということについては、実はこの法律を離れたところで

は、Eコマースの世界で考えなければならぬ部分なんでしょうか。つまり、本人の真偽が確認できなければ、取引をする相手方との関係で問題が生じるというのは間違いないわけですか。それは、盗品が出るとか出ないとかということにかかわらず、一般的に、取引の相手方としては、インターネットを通じてしか知らない相手が本当にこの人で間違いないのかということを確認しないと安心して取引ができない。それは、インターネットにおける取引を活性化していくという時代の方向性からすると、必要なことなんだろうと私は思っています。

だから、別途、この部分について立法化をして、Eコマースにかかわる部分のところを、関係している業者に、本人確認義務といっても、現状でやれば、クレジットカードなどを使った簡便な方法でいいという流れでありますから、例えば、そういうことであるならば、むしろ、盗品云々という話ではなくて、取引の相手方保護という観点から、恐らくこの場合は内閣府が所管でやるんではないけれども、取引の安全という観点から、消費者保護という観点から、真偽確認は法的義務にするというのが一つの考え方ではないかというふうに思っているんですが、しかし、この法律の中で、少なくともインターネットオークションという世界では、実際には本人確認がほぼ一〇〇%なされている。

それから、インターネットオークションは買手がいないわけじゃないわけですが、買手の立場からしてみれば、まさに盗品とかが紛れ込むかもしれない、ある意味では危ない部分の取引の世界のところ、本人確認をしているインターネットオークション業者を当然のことながら消費者は優先して使いますから、こんな義務規定を置かなくても、逆に、一〇〇%近いシェアを占めている大手三社が本人確認の義務を課しているところに新しい業者が参入するときに、本人確認ぐらいしていなかったら、そこに買い受け希望者が入ってくると思えない。そういうこと

を考えると、ほとんど意味のない規定であるということになります。この規定については申し上げておきます。

次は、申告義務、これは義務です。二十一条の三で、「盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならぬ。」趣旨自体は悪いことじゃありません。だけれども、これまでもいわれる大手三社と言われているところは、警察の皆さんにできる限り任意で協力しましょうとやってきているというふう聞いていますが、では、今まで盗品がインターネットで取引をされたというケースで、被害者からの連絡とか犯人の検挙とかが端緒でなくて、インターネットオークションに出席されたということと、それに対して事業者が気がついて、それで何か手を打とうとしたというふうなことが端緒になって捜査が進んだということがありますか。

○谷垣国務大臣 その点は、残念ながら言うところと一言葉はいけません、被害関係者が事業者や警察に通報した事例はございますが、残念ながら、事業者から警察への通報によって盗品等の処分が判明したものは、警察が関与したものではないというふう聞いております。

○枝野委員 そもそも、インターネットオークション業者が盗品の疑いがあるんだということを知り得る立場にあるんでしょうか。

どういふことかという、先ほど申し上げていますとおり、インターネットオークション業者はインターネットのプログラムを提供して、売りたいという人は、そこに勝手にアクセスしたらコンピュータプログラムで自動的にインターネット上に掲示がされるんです。それも、非常に多数の件数の売りたい、買いたいという情報が掲示されるんです。

その一件一件の売りたいと掲示をしたという、申し込みの勧誘になるんでしょうか、それ自体をインターネットオークション業者は現実には把握していない。わざわざ検索しない限り、わざわざ調べない限り見ていない。見ようと思っても、膨

大な数になってとも見れない。百歩譲って見れたとしても、これは盗品ですと行ってインターネットオークションに売りますと行ってやるばかはいませんか、それが盗品でそれが盗品でないインターネットオークションに、インターネットオークションのインターネットに掲示されたところを見て、これは盗品だなんて、だれがどうやって気がつくんですか。そもそもこの疑いを持つというのは、どういうプロセスでどういうふうになるんですか。

○谷垣国務大臣 今枝野さんがおっしゃったことは、やはりこういう新しい形態の取引の中でそれが犯罪に利用される場合に、我々としてどうそれに対応していくかという悩みそのものをおっしゃったような気もするんです。

だけれども、例えばその場を管理して、競りあつせん業者、インターネットオークション業者は、例えばそこに参加している人から苦情も受けたり、利用者からの情報もあり得る立場です。したがって、そういう情報を一番持ち得る立場にあるというところは私は言えると思うんです。確かに、枝野さんがおっしゃったように、膨大な中に全部できるかといえば、なかなかできないかもしれない。しかし、被害者から、あなたのところはこの問題を取り扱ってあげたいと困るんじゃないかというふうなことがあつたときに気をつけていただくということができるんじゃないかな、私はこういうふうに思います。

○枝野委員 念のため確認をしておきたいんですが、これは平成十四年五月二十四日付で、警察庁のセキュリティシステム対策室がいわゆる大手三社あてに説明をしたペーパーの中に、この申告義務については、盗品の疑いは主観的に認めるときというところをおっしゃっています。あくまでも、この疑いがあるかどうかというところは主観であつて、客観的に疑いがあるというふうなものであつたとしても、インターネットオークション業者が主観的に疑いがあると思っていなければ義務はない、これでよろしいですね。

○谷垣国務大臣 今おっしゃる通りに、盗品等の疑いを主観的に認める、こういうことで結構です。

○枝野委員 それで、その前の御答弁の中で、確かに、自分が盗まれた、盗まれたものがインターネットオークションにかかっているというふうなことがあれば、それは普通は警察に言うかなと思います。中にはオークション業者におかしいじゃないかという人がいるかもしれないんですが、それは、いや、うちは盗品かどうか判断できませんから警察に行ってくださいというところで全然済んでしまふ話であつて、何でそこに業者がわざわざそれを取り次いであげなきゃならない責任があるのか。

それから、逆に言えば、あれはおれが盗まれた盗品だと言ってきたものが、本当に被害者が言ってきたものなのか、それとも単にいちゃもんをつけているだけなのかということ、業者には判断する材料が全く与えられていないです。そういう中でこういう法的義務を課するというのは不可能を課しているのだと僕は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 例えば、先ほど同じことを申し上げるかもしれませんが、被害関係者から何らかの合理的な内容の通報を受けた場合であるとか、あるいは、そうやって調べてみたら、盗難や横領に遭わなければオークションに出品されるとは考えにくいものが出ていたような場合に、これは盗品ではないかという疑いを持たれることは十分にあり得ることだと私は思います。それを一概に全部排除してしまう必要はないのではないかなというのが私どもの考え方です。

○枝野委員 きのう質問取りの方といういろいろお話をさせていただいたんですが、例えばどこかの美術展のミレダカピソだか、そういう名画が盗まれて、それがインターネットオークションに出されていくというふうな話であれば、それは業者だつて気がついて、これは盗品の疑いがあるかもしれない、こういうふうに見えるのかもしれない

ですが、例えば、先ほどのようなゆるゆるブルセラ商品みたいな話を言っておられましたけれども、これなんかは区別のつきようがないわけですね。盗んできて売りに出しているのか自分のものを売りに出しているのかなどというのは、それはインターネットオークションで掲示上から全く業者には判断のしようのない話であります。

ただ一般的にこの手のものが出ているときには、危ないとか問題だ、盗品が含まれている可能性が多いということであるならば、警察の中に、インターネットオークションなどについて、どんなものが売りに出されているかだけでもアクセスして見られるわけですから、それをちゃんとチェックして見ていればいいじゃないですか。

私は警察官の数は、そういう部分のところでふやすのはどんなふうやすべきだという実は立場ですから、これは一貫して前の大臣との議論の中でもさせていたいています。そういうことの監視のために予算をちゃんとつて見ているのが一番早いですよ。それで、ああ、こういうところ

に、今こういう傾向で、こういう盗品の可能性のあるものがどんどん出ているなというようなことで捜査に資するということとはできるでしょうし、そこは、警察が見ているんだから、自分たちで持っている被害届とそこで見て得た情報を照らし合わせれば済むことで、なぜ業者に、こんな余り実効性のない義務を課さなければならないのかはよくわからない。

あえてこれが意味を持つとすれば、業者者に売りたいという申し込みがあつたら、全部一件一件見なさい、一件一件怪しいものがないかどうか見なさいという義務を課するのであれば、それは一件一件見ていれば、その中におかしいかなと疑いを持つものが出てくるかもしれない。しかし、どうも従来のお話の中では、そういう義務を課すわけではないということとは間違いないですね。一件一件こういうものを売りたいというのが来ているかというのを業者者には義務を課さない、そのことは間違いないですね。

○谷垣国務大臣　今の申告義務が調査する義務を伴っておらないというのは、もうおっしゃったとおりです。

ただ、先ほどちょっと事例を申し上げる中で、盗品でなければ出にくいものが出てきた場合というようなことがありますので、具体的な例を申し上げますと、発売前の人気ゲームソフトがインターネットオークションに出品されていたという例がありまして、この場合はメーカーが発見して、当該ゲームソフトが盗品であると認められる旨を事業者に通報したという事例がございました。

そこで先ほど、そういうのはむしろ警察でやるべきだ、そのための人員はふやせと。ふやせというのは大変応援していただいてありがたいんですが、現実には、主として東京と私の出身である京都府の警察は、インターネットサーフィンというものでしょうか、ああいうものをしながらいろいろな事例の摘発にかなり実績を上げておりますが、では、そういうところで全部解決できるかというと、これはなかなか難しゅうございまして、やけど、私も、そういう事業者やあるいは民間の協力もいただかないと犯罪を押さえていくということとがなかなかできないんだと思うんですね。そこをいう考え方を私は少なくとも持つております。

○枝野委員　済みません、揚げ足をとるようで申しわけないですが、今、一点目に例示をされたようなケースも業者が気がつくんですか、インターネット業者が。それは、インターネットオークション業者は、まだ売り出されていないプログラムであるというようなことと自体を知らなければそんなこと判断できないわけで、やはり現実には盗まれたゲームソフト会社の方が気がついて通知をするのであって、当然、インターネットオークション業者の方にも、それは盗まれたものだ、困ると言うのと同時に、警察の方にも盗まれたものが出ているといった届け出があるんでしようし、ということであれば、業者にこの申告義務を課すことの意味は私には余りよくわからないということとを申し上げておきたいのです。

それから、確かに、先ほど、警察でチェックすればいいじゃないかと申し上げたのは、逆に言ったら、警察だってどんなに人員を多くしたって全部なんか見られないです、インターネットオークション。逆に言ったら、業者も、自分のところに掲示されたのを全部見ろと言われたら困ります。だから、今、それは見ろという義務は課していないということを確認をとらせていただいたのでいいんですが。

常によくわかるんですよ。疑いがあったら報告をしろという義務を課すということの気持ちにはふわつとはわかるんですけども、では実際に実効性があるのかと言われたときに、この規定が意味を持つとすれば、やはり全部、一件一件チェックしなさいという義務でも後ろにくつついているのと同じな限りは、そんなものは現実にははうり出しているんですから、プログラムだけ提供してあとはみんな勝手にアクセスしてきて、業者の責任義務としてはサーバーがパンクしたりしなきゃいいわけで、彼らの提供する役務はそうなんですから。そんなところを見ていなくてもいいわけですから。自分のところのインターネットオークションの場でどんなものが売りに出されているのかわいていなくても業者は構わないわけですから見えない人が盗品の疑いがあるだなんて気がつくわけがないということを見ると、全く私にけい意味がわからないということを申し上げさせていただきます、今度は二十一一条の七、競りの中止。

これも気持ちはよくわかります。盗品であると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該古物に係る競りを中止することを命ずることができ、気持ちはよくわかります。筋としてもそうだろうと思います。盗品が売りに出されているのに気がついたら競りを中止することを命じることができるということが、気持ちはよくわかるんですが、では、例えば、これまでもインターネットオークションについて、こういう法令がなくて

も、任意捜査というか、あるいは業者の協力によっているいろいろな出てきていますが、実際に、法によっていろいろ出でてきています。業者には、基づく命令ではないけれども、業者にこれは削除してくれませんかというような要請をしたようなケースはございますか。

○谷垣国務大臣 これまでに事業者に捜査関係事項照会を実施した中で、その対象物について掲載を中止してくれ、こう言った例はありません。

○枝野委員 そうなんですよ。なぜかといったら、犯人を捕まえないと競りに出されている物も押さえられないわけですね。インターネット上にさらされているのはこういうものですよという情報でしかすぎないわけです。物がほかのところに転売されないように物を押さえる、そして犯人を押さえるということを考えたときに、犯人を特定して犯人のところに物理的に踏み込まない限りは、仮に競りを中止させても物は押さえられませんから、だからほかのところで売ることが可能なわけですよ。

ところで、犯人の側に立つてみれば、インターネットオークションに出した、そうしたらある日突然競りを中止させられた、つまり削除された、やばい、警察が気がついたようだ、盗品だと気がついたようだとするに決まっているじゃないですか。つまり、犯人に逃亡の機会を与えることになるんです、犯人を押さえる前に競りを中止させたんです。少なくとも同時じやなきゃいけないし、同時にあつたら、基本的には犯人を押さえて物を押さえるんですから、それは、競りを中止だなんていう命令を法的根拠を持つてつくらなくたって何の問題もないということになりませんか。

○谷垣国務大臣　今、枝野委員おっしゃったことは、捜査技術上はまさになかなか難しいところだろうと思うんです。私自身が捜査をやるわけじゃないから、多分非常に難しいところだと思えます。犯人逮捕の必要性やそういうことを考えますと、そういう中止をせよと言うことがいいのかどうかというのはなかなかデリケートなところがあると思いますが、これは、盗品等

の処分を間際で阻止して、そして被害回復を図って被害者が自分の物の追及をできるようにする、取引の安全にもその意味で資することをするという趣旨でできている規定でありまして、今おっしゃった証拠隠滅とか逃亡のおそれとは一応別なところでつくつてある制度だということは私も率直に認めなきやいかぬと思います。ただ、取引の安全と捜査の必要性というのは判断しながらやるのであって、こういう手法も与えていただきた

い。

先ほど、私も今まで例がないと申し上げたのは、今までやはりそういう根拠規定も特になく、なかなか、任意といえども警察がそういうことを要請していくのはちよつと警察の民事に対する介入のし過ぎじゃないかという配慮もあつたんだらうと思います。そういう配慮があつたかどうか、私尋ねておりませんが、恐らく過去の捜査担当者がそういうことも判断したのではないかなというふうに思います。

#### 〔委員長退席、細野委員長代理着席〕

○枝野委員 本当にお気持ちはよくわかる。つまり、盗品が出ていくといつたら、それを売るのをやめろと言う。今までもそうしてきたでしょうし、実際それはよくわかるんです。

それは、要するに、IT時代によって社会がどう変化したかということとを本当に理解して、IT上の競りを中止させることの意味が、従来、ITではないところで古物を売買していたという時代にそれをやるのをやめろという話と、インターネット上でやっているのをやめろという話とは全然意味が違っているんだ。

つまり、インターネット上は一種のバーチャルの世界ですから、そのところを押さえた瞬間に、リアルな世界にいる売り手の方はその情報に基づいて逃げることでできちゃう。それはもちろん、インターネットのない時代であつたとしても、売っている場と犯人のいる場は物理的に離れているケースはあるかもしれないけれども、ネット上の距離感とは、これは要するに比較、つまり

相対的な違いではなくて、質的に違っている。だから、従来の捜査手法でいえば、競りを中止したい、させたいという気持ちは物すごくよくわかるけれども、実際にはこの規定を置いてほとんど意味がないということをお願いしておきたいというふうに思います。

その上で、今度は二十二条三項、調査という項目にあるんですが、インターネットオークションについては、「盗品等に関し、必要な報告を求めることができる。」ということしか書いてありません。これはどうなんですか、調査は、何を報告させることができるんでしょうか。

それとの兼ね合いで、例えば二十一条の四では、インターネットオークション業者は、「国家公安委員会規則で定めるところにより、書面又は電磁的方法による記録の作成及び保存に努めなければならない。」という記録の保存義務があるわけですね。例えば、何月何日におたくの業者を使つて取引をした人、何千人分だか何万人分だかありますね、その通信記録全部出してくださいということも言えちゃうんじゃないですか、この規定で。

#### ○谷垣国務大臣 二十二条三項ですか。

○枝野委員 いやいや、二十一条の四で記録の作成、保存に努めなければならないという努力規定を置き、その上で必要な報告を求めることができるということがあると、盗品が出ていたと思われ

る日の取引を一括して報告しろ、その日の記録を一括して報告しろ、あるいは、その日の記録ということでは逆にやりにくいとすれば、例えば女子高生生の制服を売りに出していた記録を過去一年分にさかのぼって全部出せというふうなこともできちゃうんじゃないですか。

○谷垣国務大臣 これは、報告を求めることができます。過去も国会答弁をしているようでありますが、古物営業法の施行のために必要があると認めるときというに限定されておりまして、インターネットオークション事業者については、通常の、競りの中止の命令に関する報告を求めるこ

とになるわけですが、本件の規定を含めて、新たな制度の解釈、運用は、事業者と必要な意見交換等を行った上で文書等により対外的に明らかにしていくこととしているので、そのような行政権限の乱用につながるおそれはないというふうに私どもは考えております。

○枝野委員 そもそも、盗品がインターネットでオークションに出されている。これは盗品だとかあるいは盗品の疑いがあるというふうなことがあるときは、犯罪捜査として、当然のことながら、インターネットオークション業者に捜査への協力を求めて、その盗品と思われるものをどんな人が売りたいという申し込めをしたのかという情報を下さいと。業者が応じなければ、これは令状をとつて押さえることは当然できます。個別に、具体的に窃盗犯罪と結びついているケースについては、現行法で何ら問題なくできるわけです。問題なくできるはずなのに、あえて必要な報告を求めることができるという規定を置いているというのは、まさに行政取り締まり的な観点からです。

とすると、最近、女子高生の制服がわつと売りに出されたのはどれぐらいですかとか、自動車の部品が出されたのはどれぐらいですか、これは確かに行政取り締まり的にも、それが結果的に犯罪予防につながるという意味でも意味があるでしょう。意味があるでしょうが、そのときに、トータル件数を出せと言ったらまだわかる。だけれども、そのときに、何のだれべえさんが例えば女子高生の制服を売りに出しましたという情報、それは個人情報です。それをこの規定に基づいて必要な報告を求められてそれに応じなきゃならないということになったら、これは個人情報保護の観点から困りますよね。

ですから、ここはきちんと限定をつけていた方がいいと。でも、限定をつけて、本当に必要な部分というのには犯罪捜査としてできる。そうするとこの規定は要らないんじゃないですか。

○谷垣国務大臣 先ほど刑事訴訟法上の照会というところをおっしゃいましたけれども、それとはも

ちろん意味合いが違うので、刑事訴訟法の場合は、あくまで犯罪捜査に関連して行われる。似たような条文でありますけれども、これはあくまでこの古物営業法の行政目的からつくられたあれでありますから、そういう中で限定が当然かかってくるわけです。

それから、今枝野委員がいろいろおっしゃつた、保存に努めなければならない、二十一条の四の関係でありますけれども、これは努めなければならないんですが、それで照会をされたとき、ないならないと言え、それでもうそれ以上の義務は課されていないわけですね。

そういうようなこと、それから、法の必要性をいろいろ考えますと、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、私は、これが乱用にわたることではないというふうに思います。それから、個人情報保護法との、法の関係ですか。(枝野委員「個人情報保護法はまだないわけですが、個人情報保護の観点です」と呼ぶ)個人情報保護の観点から、これは運用にももちろんそれなりの限定がかかるのは私は当然だと思いますが、やはりこの全体の古物営業法のもとで、先ほどのようないろいろな問題が生じてくるのを抑える意味で、私はこういう手法は認められてしかるべきではないかと思

#### 〔細野委員長代理退席、委員長着席〕

○枝野委員 もう一回、改めて整理して聞き直しますが、犯罪捜査のためには、刑事訴訟法に基づいて照会もできるし、あるいは捜索・差し押さえもできます。普通は、照会をすれば応じるでしょう。それ以外の目的、つまり、行政目的で報告を求める。行政目的で報告を求めるといのは具体的にどういうことを想定しているか、さっぱりわからない。盗まれた物、これが盗まれているとかというところについて警察として知りたい、それはよくわかる。だけれども、では、それ以外に報告を求めるというのは何を求めるんですか。

○谷垣国務大臣 主としてここで考えられているのは、競りの中止ということと求めるときにこの

報告を求めるといふことを主として考えている規定であると理解しております。

○枝野委員 まず、競りの中止ということについては、先ほど申し上げましたとおりの理由で、そもそも、全く意味がないんじゃないか。さらに言う、競りの中止を求めなければならないような状況というのは、盗品であると疑われたり相当な理由がある場合。ですから、そこまでまだ段階として行っていないのかもしれないけれども、少なくとも、盗品であると疑うに足る理由はあるぐら

いの状況ですから、それは結果的に、要するに、競りの中止自体は別の方法で實際犯人を押さえるということではある。その情報を警察がとるといふことは刑事訴訟法でも全然できるので、そのこと自体は余り意味がないんじゃないかということも申し上げた上で、今申し上げた部分で使うということの限定はどこについているのか。全くついていない。

一方で、記録は全部とおきなさいと。法的義務じゃないけれども、皆従うでしょう、少なくとも大手三社は。記録を全部とおくでしょう。記録をとっている業者に対して、盗品等に関して必要な報告を求める。最近、先ほどせっかく出たから、女子高生の制服とかを盗んで、それをインターネットオークションにかけているケースがたくさんあるようだ、あるいは最近、何か自動車の部品をまた盗んで売りに出す人がたくさんいるようだ。そして、この際、この規定に基づいて過去一年間おたくのインターネットオークションで女子高生の制服が売りに出された件数は何件ですかと報告を求めるんだとしたら、まだわかる。

だけれども、この法律を読む限りは、そのときに何のだけれえさんが、いつ、どういうふうにか売りに出して、だれが幾らで買いましたという情報についても求めることができる。それを限定する規定はどこにもないですね。

○谷垣国務大臣 これは、従来のこの法律の解釈の上、あるいは国会答弁も過去にあるわけですが、古物営業法の施行のために必要があると認めるときに限定されているわけですね。そこで、今おっしゃったような過去の取引をずるずると引き出すというふうなことが一般的に行われるわけではないので、当然限定があるものというふうに理解いたします。

○枝野委員 わかつてお答えになつていられるんですが、実際に、どう運用してきたかということ、この法律ができて当面どう運用するかということについては、それほど心配していません。ただ、法律上の限定がありますかとお尋ねしていら

るんです。

○谷垣国務大臣 それは、全体からそう理解をしていただくということだろうと思います。

○枝野委員 でも、この古物営業法の施行の上で、つまり目的の上でといったときには、インターネットオークションを通じて盗品が売買されるということを防ぎたいからこの法律をつくつてい

るわけですね。防ぐためには有効じゃないですか。最近一年間でまた盗まれていた可能性のある、例えば女子高生の制服とか、要するに、盗品がインターネットオークションで売買されているケースが多いと疑われるものについて、だれが売っているかというもので売られないようにしまし

ようという行政目的に照らして非常に有効じゃないですか。そのことを抑制的にさせるための根拠はどこにも書いていない。

○谷垣国務大臣 今おっしゃったことは、要するに、このインターネットオークションというふうなものがある限り進歩しておりますので、なかなかそこらあたりの限定も今全部してしまつていいのかわかるといふ難しいところは、確かにあると思います。ただ、効果的であるから何でもかきとるわけではもちろんないのでありまして、それは、当然、法の目的から見ての限定がある。それで、それが、では犯罪の疑いがあるという

ことを勝手に判断してどんどんやっていいかというわけにはいかないのは当たり前であります。

そのあたりはきちつと運用させていただきたいと思っております。

○枝野委員 時間がなくなつたので、ほかの規定についても一言ずつ申し上げておきたいんです。

届け出制をつくつていますけれども、先ほどおっしゃれたとおり、現実には今大手三社では一〇〇%のシェアを占めています。いわゆる悪質な業者が出てくるときには、こんな規定があつたて届け出なんかないよ。普通に参入しようと思つて業者は、大手三社が一応警察の皆さんと連携しながら自主規制をきちんとやつて

いる中であつて、おれたちだけでは知らぬよということをやつてくるとは到底思えません。どうせ届け出制をつくつたつて、それにも応じないような業者がもし出てきたときにどうするかということ

は考えておかなきゃいけないですけれども、これが今意味を持つとは到底私には思えないということも申し上げておきたい。

それから、先ほどの記録の作成、保存の努力義務というのは、どこまで報告させるのかということの法的限定がないということですし、そもそも、これも努めなければならぬという努力義務で、つらくなくても構わないんですねという話なんだから、何のために置くのかよくわからないという

ことを申し上げておいた上で、認定制度、二

十一條の五、本当にこれもよくわからないんですね。

よくつくりますね、この認定制度というのは、ここはまともな業者ですと認定してあげるとい

うこと。現に、ほぼ一〇〇%のシェアは三社で占めていて、その三社がここに書いてあるような努力義務、努力規定に基づくような努力は既にしてい

るということがあつて、それでこんな認定制度をつくるということに何の意味があるんですか。

○谷垣国務大臣 現実には三社で、独占という言葉はいけないのかもしれませんが、やっておられるというところは我々も承知しておりますが、現在のところ、いわゆるアダルトグッズを主に扱うサイトとか秘密とかいう文字を掲げるサイトで古

物が取り扱われているということとは私どもも把握をしております。もちろん、専ら盗品を扱っているサイトなんというのは存在していないことは事実です。

それで、枝野さんがおっしゃつたように、こういうものが認定を受けるはずがないじゃないかとおっしゃるが、やはり認定をしていただいて、正しい努力をしていただいている方にそれなりの例え認定というふうな資格を取っていただいて、そういうところで全体の市場秩序が向上していくということも私どもは期待したいわけでございます。

○枝野委員 要するに、こういう制度をつくつても、本当に問題のある業者は当然認定を受けないでしょうし、現に大手三社がほぼ適正にやっていると状況の中で、消費者の立場ということをおっしゃられるんだとすると、先ほど申し上げたような本人確認の話について、Eコマースの世界全体についての取引の保護ということでは、これは別途やらなきゃならぬんですけど、何でもここでやるのかという、全く意味がわからないです。

それは古物営業法の趣旨とずれてしまふ。

さらに言えば、そもそも、ここは安全ですよという認定をお役所にしてもらわれないと取引ができないというの、私は消費者保護政策、例えば消費者契約法などをつくるのにもかわつてきませんが、それは過保護ではないか。行政が認定してあげないとどれが安全か消費者は判断できないという物の考え方は社会主義的な過保護な消費者行政のやり方であつて、ルールだけ明確につくつて、後は消費者の皆さんが判断しなさいというのが資本主義、自由主義における消費者保護のやり方だし、だから消費者契約法をつくつたんだと思つておるんです。

さらに、そもそも全体としてこれが意味がないということをもう一つ最後に申し上げたいんですが、この種の法律はどこかほかの国にありますか。

○谷垣国務大臣 この種の法律がほかの国にある

というふうには聞いておりません。確かにそれは  
ないわけでございます。

○枝野委員 日本以外のところに所在するイン  
ターネットオークション業者がインターネット  
オークションのページを日本語で開いて、例え  
ば日本のいろいろなインターネットのホームペー  
ジにこういうインターネットオークションのペー  
ジがありますよという広告をばんばん出して、日  
本のもをそのインターネットオークションの場  
でどんどん売り買ひしてください、ただし業者は日  
本以外にいます、サーバーも日本以外に置いてあ  
りますと、この法律は適用できますか。

○谷垣国務大臣 頭のいい方がそういうことをど  
んどん始められるとまことに困るのでございま  
すが、現在のところ、今まで私どもの網に引つ  
かかってきたものでは、盗品を売買しているのは日  
本国内のこういうサイトをやっているという例で  
ございます。それからまた、日本人相手に盗品を  
販売しようとか売買しようという場合に、これか  
ら先、将来どうなっていくかは私もよくわからな  
いところがございますが、やはり現在のところ、  
日本国内に事務所を置いてそういうことをやって  
いるということのようでございますから、今枝野  
先生のおっしゃったようなことはまだ一般的に  
なっていない。したがって、現在の法律でも相  
当の実効性が上げられるのではないかと私は思  
います。

○枝野委員 時間になったのでこれで終わります  
が、今はないかもしれません。それは、今規制が  
ないから、別に外国に行く必要は全くない。規制  
ができた瞬間に、本当に盗品をインターネットで  
やろうと思う人たちは、今、工場でさえ設備投資  
をたくさんして日本以外に出ていつているんで  
す。それは、日本以外の方がコストが安かったり  
する。アメリカの電話会社の日本と言う電話番号  
案内を、一度インドに回線をつないで、インドの  
人件費は安いからそこで番号案内をする、英語圏  
ということもありますから。今ITの世界はそん  
なことが行われているんです。こんなものは、

本間に悪質な業者がこれでもうかると思ったら、  
海外に事務所を置いてそこでやるだなんて簡単に  
やりますよ。

インターネットの世界はそういう世界なんだと  
いうことを前提にして何が有効な規制の手段なの  
かというのを考えなければならぬのに、これ  
は従来の延長線上で物を考えているから、つく  
った規制はほとんど役に立たない。だけれども、規  
制がかかるということ、うるさいなというって海  
外にわざわざ逃げさせる。善良な業者も、例えば  
海外から参入とかしようとするときに面倒くさい  
なということになって、海外からのいい業者の参  
入にも逆に言うところの障壁になったりする。とい  
うことで、いろいろな意味でこの法律はよくない、も  
う一回考え直してつくり直すべきだということを  
申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で枝野君の質疑は終了いた  
しました。

次に西村眞悟君。

○西村委員 初めに局長から技術的な概略をお答  
えいただきまして、大臣から、今も議論にありま  
したけれども、これからのIT社会における犯罪  
と社会問題に対するあり方というのを聞きまし  
たいと思います。

古物商というこの名前ですが、文字ど  
おり古物然然、古色蒼然とした店舗で古物を売っ  
ているというイメージでこの法律の名前もつくら  
れておるわけですが、最近インターネットで古  
物商を営むという場合が多い。名前と最先端のイ  
ンターネット利用という実態とは合わないわけ  
でございますけれども、この改正について、ホーム  
ページを利用して取引する古物商に対して、その  
ホームページ上に氏名または名称、許可証番号等  
を表示することを義務づけておりますが、その理  
由、また目的は何であるかということをお聞きし  
ます。

○瀬川政府参考人 高度情報通信ネットワーク社  
会へだんだん移行してまいりまして、古物取引の

社会実態にも大変大きな変化が生じているわけ  
であります。インターネットを利用した古物営業  
は、従来からの店舗における営業とは異なりまし  
て大変手軽に古物営業を営むことができるという  
ことで、インターネットを利用した形態の営業が  
量的に拡大していることだろうと思いま  
す。

しかし、一方で、インターネット上では身元を  
明らかにしないで営業を営むということが可能で  
あります。かつまた、インターネット上には無数  
のホームページが存在しているということで、例  
えば無許可営業に対する取り締まりというのも現  
状では容易ではございません。その意味で、イン  
ターネットは無許可営業を助長する危険性を有し  
ているというふうにも認められるところでありま  
して、大変多くの無許可営業の事例が出現して  
おります。このため、古物商の業界からも、イン  
ターネット上での無許可営業のはんらんを懸念す  
る意見でありますとか排除を求める意見というの  
が寄せられているところであります。

今回の改正でございますが、例えば、現行法で  
は古物営業の営業所における標識を掲示するとい  
うことが義務づけられております。それと同様  
に、ホームページ上でも古物商の氏名、名称、許  
可証の番号等の表示を義務づけることとするとい  
うことで、これにより、ネット上での無許可営業  
者というのが淘汰、排除されるということにな  
るだろうと考えております。

この場合、インターネットでは匿名性の問題が  
ありますので、単に古物商に表示を義務づけるだ  
けでは無許可営業者が正規の業者を装って虚偽の  
表示をするということも考えられますので、改正  
案では、都道府県公安委員会のホームページ上に  
正規の古物商の方の氏名、名称、許可証番号、U  
RLといったものを掲載することとしているわけ  
であります。

これによりまして、古物営業を利用しようとす  
るお客様は、その表示が真正であることをホーム  
ページ上で容易に確認ができるということになり

ますので、無許可営業者との取引は差し控える  
という結果となり、無許可業者の淘汰が図られる  
ということとなります。また、我が方の取り締まり  
も非常に効率化されるという効果があります。

○西村委員 おおよそ目的はお伺いいたしました  
けれども、問題は、その目的を無視して無許可営  
業をインターネット上でなす者に対して、検挙す  
る能力がなければ絵にかいたもちになるわけであ  
ります。この問題は、極めて高度なITの専門知  
識の分野にもの既に警察の能力が及んでいかな  
ければ対処できないということになっております。  
お巡りさんが町の古物商等々の巡回をして現物  
を見て云々という世界ではなくて、インターネット  
の画面を検索しながら、これが違反、無許可営業  
であれば、その者を検挙する能力がなければなら  
ない、こういうことでありますから、都道府県警  
察を含む全体としての警察は、このIT分野にお  
ける特別な捜査能力体制をいかにして構築しよ  
うとしておられるのか、また、それは現在十分であ  
るかということについての答えをいただきたいと  
思います。

○瀬川政府参考人 ハイテク犯罪の捜査は大丈夫  
か、こういうお尋ねだろうと思っております。  
都道府県警察におきましては、専門の体制とし  
まして、ハイテク犯罪対策プロジェクトというよ  
うなものを設置しております。また、民間へ委託  
教養をいたしまして捜査員の能力を向上させる。  
それから、専門知識、技術を有する者をハイテク  
犯罪捜査官ということで、そういう方たちを中途  
採用して警察に入ってもらおうというようなこと、  
あるいは装備資機材を充実するなど、捜査体制の  
充実強化に努めているところでございます。

さらに、これは都道府県警察ではなくて警察庁  
それから管区警察局であります。こういった都  
道府県警察の捜査を技術的に支援するために、専  
門知識を有する技官の方によりまして技術対策課  
というものを設置いたしております。技術の進  
歩に対応する体制の整備を図っているところであ  
ります。

○西村委員 警察官の採用システムを変えるということも含まれて、私の経験では、私は子供と家でゲームをしても確実に負けるという経験をして、これはどうしようもないギャップだなと思っておりますので、今までの、警察官がピストルを撃つ訓練をする、機動隊におつて筋力を鍛えるとかいふのと全く違う捜査員というのが要請されるんだらうと思えますね。

次の質問に移ります。

インターネットオークションの問題であります。が、今回、このインターネットオークションの盗品大量流通、また禁制品の流通というものに対して防圧の網をかぶせていこうという姿勢であつて、これはしつかりやっていただきたいとは思いますが、おおよそどういふうな法的制度を導入しようとしているのかについては、趣旨説明でもありましたけれども、概略をここで答えたいだけですか。

○瀬川政府参考人 概要でございますけれども、今回の改正は、インターネットを利用した古物取引に関する規定を整備するということが、インターネットオークションにおける盗品等の売買防止、速やかな発見等のための規定を新設するという内容をしております。

インターネットを利用した古物取引に関する規定の整備といたしましては、まず、ホームページを利用して取引を行う古物商にしまして、URLの届け出、氏名または名称、許可証番号等の表示等の遵守事項を定めるとともに、業界からの規制緩和要望がございます、古物商が古物の買い受け等を行う場合の相手方の確認方法として、相手方による例えば電子署名が行われた電磁的記録の提供を受けるというようなことを追加しようというものであります。

それから、大きい二点目といたしましては、インターネットオークションにおける盗品等の売買防止と速やかな発見のための規定の新設というものであります。

この内容といたしましては、営業の届け出制で

すとか遵守事項、出品物について盗品等の疑いを認める場合の申告義務などでありまして、それから、警察本部長等による競りの中止の命令、それから国家公安委員会が定める基準に業務の実施方法が適合するといふものについての認定制度、こゝういった必要最小限度の規定を設けるものであります。

そのほか、品触れを電子メール等で発出できるようにしたりといふ所要の規定の整備を内容としたしております。

○西村委員 そこで、また先ほど同じ問題意識なんです、そういう予防対策を実効あらしめるのは、それに違反して盗品をオークションにかけようとする者をインターネット画面で犯罪の捜査の端緒として認識すれば、そこから犯人または贓物故買の犯罪者を検挙できるのか、どういふ手順で捜査を進めているのかといふこととありますが、私査を進めたものがあの画面にあるんだという通報を受けて警察はいかに捜査を進められるかといふことについての概略をお答えいただきたいと思います。

○栗本政府参考人 お尋ねのような通報がございました場合には、その物品が盗品か否かといふことをまず確認しなきゃいけないわけでありまして、その点につきまして、当該インターネットオークションを主催いたします事業者の協力を得まして、通報されましたものが盗品か否かをまず確認するということ、さらに、それにつきまして、具体的に出品者がだれかといふことにつきまして、所要の捜査を進めた上で、盗品の処分ルートを確認し、窃盗の犯人などを割り出す捜査を進めてまいりたいと考えております。

特に、この際には、証拠の保全また被害回復の観点からも、出品記録などが消去されないよう、迅速な捜査が求められていると解しております。

○西村委員 本日に、昔の、古色蒼然たる古物商を巡回して、これは盗品だとかお巡りさんが足で稼いでくるのではなくて、東京都の画面で、被害者が東京都からインターネットの画面でここに

海道の倉庫の中にあるとか、こゝういふことでありまして、この犯罪捜査自体をとつてみても、窃盗といふ小さなものでもこのインターネットの上でそれが故買される現在社会の状況を見れば、都道府県警察の体制といふのが維持されたままでは対処が組織的にやこしくなるのではないかなといふ感じがするんです。

さて、自動車についてちよつとお聞きしますが、現在では、御承知のとおり、すべての犯罪の移動手段が自動車でありまして、その自動車はほぼ盗難品であります。したがって、犯罪の手段、逃走手段の足を押さえる自動車の盗難対策は非常に重要であります。

これは、暴走族はバイクであります、暴走族もそうなんです。バイクもそう、これを軽視しておりましたから、暴走行為の六割を占める窃盗バイク、こゝういふ状態になっているわけですね。バイク窃盗を厳密に問題意識を持つて防圧しておれば、暴走族問題は今のようにならなかつたかと思ふんです。

そういう意味でお聞きしますが、インターネットオークションで、今の社会的事例は、盗難に遭つた自動車の部品等々が多く処分されているといふことを聞きますけれども、インターネットを通じて盗難の自動車の売買、部品の売買等の実態はどうであるのかといふことについてお教えいただけますか。

○瀬川政府参考人 調査結果によりますと、平成十二年の一月から十四年九月までの間のインターネットオークションにおける盗品等の処分状況、件数は六百三十件、金額にして二千三百六十五万円余りとなっておりますが、このうち、自動車及びその部品に係るものは六十四件、一千二十五万円となっております。

例えば、インターネットオークションで落札購入したトヨタセルシオが、陸運事務所登録しよつとしたところ、つけられているナンバーが偽造であつたといふことで盗難車両と判明した事例でありますとか、あるいは、駐車中の自動車からア

ルミホイールつきのタイヤを盗んで、インターネットオークションを利用して売りさばっていたといふような事例を把握しているところがございます。

○西村委員 自動車といふものが犯罪の前提になつていて、多くは盗難車が犯罪の前提であるといふことから、当局としては、自動車窃盗対策としてどのような施策を講じているのかといふことをこの機会にお教えいただきたいと思います。

○瀬川政府参考人 自動車の盗難の防止ということとは、御指摘のとおり、ほかの犯罪との関連におきまして大変重要な問題であります。また一方、近年、自動車盗といふものがあるいは自動車の部品盗といふものが大変増大をしております。こゝういふ状況にあります、昨年の八月であります、政府で国際組織犯罪等対策推進本部、こゝで自動車盗に対する取り組み方針を決定いたしました。鋭意、現在対策を講じているところであります。

具体的に御説明をさせていただきますと、取り締まりの強化は当然であります、自動車を盗難に遭いにくくする装置を普及する。イモビライザーとか言われているものがその一つでございますが、こゝういふものの普及であります。それから、大変盗難自動車に密輸出されている、こゝういふ事例も多々ございますので、不正輸出防止対策を強化するといふことなどが挙げられます。

また、こゝういふ自動車盗の防止の対策を実施するために民間の協力を得るといふことが不可欠であります、この問題に対処するために、自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームといふものを立ち上げておりまして、まさに官民一体となつて取り組んでおります。

その結果、最近では高級車の盗難が減少するといふ一定の成果を上げていっているところであります。

○西村委員 ぜひ、自動車についてのきめ細かい盗難対策を実施していただきたいと存じます。

次に、本件法案に関連して、盗品以外の禁制品、覚せい剤等々、インターネットオークションでいろいろ出回っているとは聞きますけれども、

このような禁制品が、原始的な取引、密売人と示し合わせて街角で会つてという古典的な取引以外に、インターネットでどのくらいの割合の取引がなされているのか。また、今回の改正法は、このような盗品の処分以外の禁制品の防圧についても効果があるのかということについて、いかがですか。

○瀬川政府参考人 インターネットオークションには、児童ポルノ、にせブランド商品、それから銃器といった禁制品の出品も見られておりまして、平成十二年から十四年上半期までの間に、インターネットオークションにおける禁制品の出品事案について我々が検挙しておりますのが三百十二件に上っております。内容を見ますと、児童買春、児童ポルノ法違反が八十四件、わいせつ物の頒布が五十九件、著作権法違反が七十四件、商標法違反が四十四件、銃刀法違反が五十件、麻薬向精神薬取締法違反が一件となっておりますところあります。

今回の古物営業法の改正は、インターネットオークションにおける盗品等の売買防止、速やかな発見等を図るためのものであります。例えば、業務の実施方法につきまして認定を受けたインターネットオークションであれば、出品者の本人確認等が適切な方法で実施されるということになりますので、禁制品の出品事案の防止にも一定の効果をもたらされるものというふうに考えているところでございます。

○西村委員 次に、大臣にお聞きしますが、大臣も私も、この世代の人間から見てインターネットというものは、ある意味では恐ろしい、ある意味では、よくこんな便利なものができるなどという認識ですが、国の治安を維持する責任者としてのお立場で、このインターネットというのが日進月歩の世界であり、今予測できないことが起こり得る世界である。

中学生がアメリカ国防省の国家機密の情報に忍び込むことができる。ましてや、日本の国家情報など朝飯前だ。それも、銀行の利息システム

をいって、国家の公定歩合が上がつたのか下がったのかという、そういうふうなところでもない混乱を起こすことができるんじゃないか。古典的な刑法では騒擾罪というのがありまして、社会的な不安を起こす、ピストルを撃ちながらその辺を走り回る、それ以上の混乱をもたらすようなインターネットシステムであると思います。認識は同じだと思います。

これに対して、我が国は、国家情報をいかにして守るかという体制が今ないわけですね。スパイ防止法もない。この中で、IT利用の犯罪が、今現在予想される範囲にとどまらず、それを超えて広がる可能性を秘めた領域でありますから、大臣としては、将来、いかなる対策、構想のもとにこの問題に取り組まねばならないと考えられておるのかということについて、最後にお聞きします。

○谷垣国務大臣 確かに、技術の発展がどんどん進みまして、私のパソコンも先日、変なウイルスにやられまして、大分必要な情報が壊れてしまったというようなことがございまして、便利な反面、なくなると、私の私生活でも相当不便をいたします。

したがって、そういう日進月歩の技術状況を背景としますと、現状はなかなか厳しいものでございまして、特に、先ほどおっしゃいましたように、今までの警察の持っていた能力ではなかなか対応できないものがある。したがって、ここを一つの重点目標として体制を確立しなきゃならないと思っております。

まず、犯罪捜査に関しまして、捜査体制の充実強化を図らなければならぬ。先ほど生活安全局長が申しましたけれども、人員も、そういう専門知識を持った者をつくっていかなくちゃならない。

それから、先ほど委員がおっしゃいましたけれども、私もこの間、私の地元の京都府の公安委員会へ行つて話を聞きますと、まさにこういうネット上の犯罪というのは、京都で端緒をつかんでやっていってもどこに及んでいくかわからない。

鹿児島であつたり北海道であつたりするということ、今の捜査体制という仕組みで十分なのかどうかという問題も提起をしているように思えます。

それから、予防面に関しては、警察庁それから都道府県警察で、ハイテク犯罪の予防に必要な知識等に関する広報啓発とか相談窓口とか、あるいは専門の職員を養成しまして、情報セキュリティアドバイザーの設置、活用等を行っているわけですが、そういう捜査、予防面だけではなくて、先ほど委員がおっしゃった政府機関や重要インフラなどのシステムに対するサイバーテロの脅威ですね、こういうものが現実のものとなりつつあるというふうな認識をしております。警察庁や管区警察局で、機動的な技術部隊であるサイバーフォースの設置、あるいはテロ組織等に関する情報収集活動の強化など、こういうサイバーテロの未然防止と事案発生への対処を図っているところでございます。

こういう強化を全体として考えていかなければいけませんけれども、やはりこういう技術の進展に対応して、それに対応できる確かな人間を育てていく、的確な人間をやはり警察も持つておく、こういうことが一番の肝要になるかな、こんなふうな考えている次第でございます。

○西村委員 ぜひ内閣一丸となつて取り組んでいただきたい。それで、特に国家情報をいかにサイバーテロから守るかというのは非常に重要でありますので、よろしく願ひいたします。

質問を終わります。

○佐々木委員長 以上で西村眞悟君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。さきに質問された方と若干の重複があるかもしれませんが、最初に、今回の法案で規制対象となっているインターネットオークション市場がネットの普及とともに急成長をしているときに、ネットオークションでさまざまなトラブル

が現に起きています。それで、ネットオークション関係の消費者トラブルの相談件数の推移、それからまた相談内容などをどのように把握しておられるか、これは消費者保護を中心にやっておられる内閣府の方から伺っておきたいと思ひます。

○永谷政府参考人 まず、ネットオークションに関する苦情相談件数の推移でございますが、平成十二年度六百十件、それから平成十三年度千八百二件、それから平成十四年度、これは四月から六月までの三ヶ月間の数字でありますけれども、四百七十七件ということになります。いずれにしても、苦情相談件数はふえてきているという状況にあります。

それから、内容についてでありますけれども、これはインターネットを介した物の売り買いでありますので、売り手の方から、商品を買ったにもかかわらず代金が振り込まれないというのが一つ。それから買い手の方からは、代金を正當に支払ったにもかかわらず物が送られてこない、あるいは物が送られてきてもその商品に欠陥があるとか、あるいはブランド物を買ったつもりでもにせのブランドが送られてきたとか、その種のトラブルが多いという状況にあります。

○吉井委員 そういふトラブルが今非常にふえているときですから、アメリカなどでは、ネットオークションについて、民間の事業者と消費者がきちんとしたルールをつくつて、そして苦情や問題が生じたときには第三者機関が紛争処理をする、そういう仕組みをつくつたりしているようでもあります。日本でも、ネットオークションについて、やはりまず消費者を保護する立場から総合的な対策をつくる、このことが必要だと思ひます。

これについても、内閣府の方でどのような検討をしておられるのか、伺っておきたいと思ひます。○永谷政府参考人 先生も今御指摘のとおり、いろいろなネット関係の、ネットオークションにか

かわるトラブルというのが非常にふえてきております。それで私も、例えば去年の消費者保護会議でありますけれども、そこでは、IT化、電子商取引に対応した市場ルールの整備ということで、重点施策の一つとして挙げているということでありました。

具体的な中身でありますけれども、消費者が操作ミスで、錯誤無効制度の特例というのを定めておりますいわゆる電子契約法の施行、これは平成十三年の十二月からありますけれども、そういうものを施行するとともに、普及啓発に努める。それから二つ目は、インターネット上の広告の法令違反に関するモニタリングというのをやっている。それから三つ目は、オンライン・トラストマーク制度と連動したADR、これは裁判外の紛争解決手段でありますけれども、そういうものの支援というようなことを講じるということをやっております。

○吉井委員 いろいろ取り組み出しておられることは、今進行形の段階ですかね。本場に総合的な対策というものは結局これからというところのようですが、全国の消費生活センターの方の資料も見せていただきましたが、ネットオークションのトラブルの多くは、さつきもお話ありましたように、商品が届かない、それからブランド品がコピーだったとか品質が悪いという苦情でお金を返してほしい、そういう訴えが大半という状況のようです。

ですから、今必要なのは、やはり消費者保護の立場に立った包括的な対策。もちろん、消費者に盗品がだまされて紛れ込んで、紛れ込んでという表現がいいかどうか分かりませんが、本人は盗品と思っていないのにそんなものを握られるとか、やはりそういうことがあつては困るわけで、消費者保護の立場からの包括的な対策というのが今必要だと思えます。それが今、包括的な対策というのは言えませんが進行形ですね。ところが、我が国の方では、いきなり盗品防止対策と称しての業者の法的規制ということに今回進んでい

こうというわけです。

そこで、私も改めて確認しておきたいんですが、政府案のように、ネットオークションを法的規制している国というものがほかにあるのか。調べてみられて、ほかにあれば、どの国では法的規制をやっているのか、先ほどの答弁と同じになるんでしょうか、伺っておきたいと思えます。

○瀬川政府参考人 ネットオークション規制の国際的な事例でございますけれども、私もこれがこれまで調査した限りでは、そのような立法例は確認をされておられません。ただ、中古品の取引実態でありますとか財産犯による被害品の処分状況等は、国によりいろいろ異なるのではないかとはいふうにも思われます。我が国での立法の必要性につきましては、我が国の状況を勘案して判断すべきものではないかと考えております。

○吉井委員 大体、これまでアメリカ型のグローススタンダードということで強調してこられたんですが、今度はアメリカとも異なるいわば先駆的なものとして、レクのとときはたしか先駆的というふうな自信を持って言っておられたように思うんですが、しかし、これは先駆的というより、国際的に特異な存在ということをややはり見ておかなきゃいけないというふうな思ふわけです。

今回の法案の作成、提出過程は、かなり強引で不明朗ではないかというふうにかがわれます。今回の法案作成について、警察庁の方は、セキュリティシステム研究会の意見を踏まえたものとしていわれているんですが、私も読みましたが、昨年八月の研究会の結論は、現時点では、ネットオークション業界の動きも一様ではなく、一律の取り組みを行うことを期待できる状況にはないという認識から、業者の理解を求めるとともに、具体的メニユーを提示し、事業者の自主的な取り組みを促していくことが妥当であると考えられる、あの八月のはそういうふう書いてありますね。読ませてくださいました。

ところが、それからわずか四カ月足らずの十二月には法案作成を打ち出したわけですが、盗品流

通防止のために、出品者の口座番号など本人確認システムをしたり保険を導入したり、業界の自主努力というものがなされているときに、研究会報告の指摘であつた業界の自主努力を促すようにしないで、まず法的規制へ、そういう方向へ進んでいったのは一体なぜなのか、伺っておきたいと思えます。

○瀬川政府参考人 御指摘のセキュリティシステム研究会でございますが、平成十三年の四月以降御検討いただきました、十三年の八月に提言をいただいたわけでありまして、今御質問にありましたような提言内容がございましたが、中のガイドラインの作成等につきましては、これに基づく自主規制を広めていくことを支援するというようなことも言われております。

さらに提言では、今後速やかに警察庁及び関係者と連携して検討を進め、高度情報通信ネットワーク社会における総合的な盗品等流通防止対策について成案を得て国民に問うべきというふうにもされているわけでありまして。

これを受けまして、今回の古物営業法の改正では、出品者の確認や取引記録の作成、保存について、事業者の自主的な取り組みを支援するというまさにその観点から、その実施方法の認定制度を設けるといふようなこと、また、インターネットオークションにおける盗品等の売買防止や速やかな発見のために遵守されるべき必要最小限の事項を定めることとしたものであります。

なお、この改正内容の骨子につきましては、この研究会において改めてその後御検討いただきますが、本年の二月には、盗品等の売買防止と速やかな発見等を確保する目的にかなつた適切なものと御了承をいただいているところであります。

○吉井委員 いろいろなことを書いてあるんですが、しかし、業界の自主努力を促すということ、八月の段階では明確にその方向を出していたわけですね。

ある新聞でこの経過を詳細に報道しております。昨年十二月末に主な委員のもとに警察庁から

突然二枚の書類が送付された。次期国会でこんな法改正を行いたいのので承認してくれと要請するもので、内容は営業届け出制や盗品報告義務などの施策一覽だった。多くの委員にとっては寝耳に水で、規制緩和の御時世に規制導入などともないうと異論を申し立てた委員もいたが、警察庁の熱心な説得に押され、一月下旬に開催された委員会で施策案を了承したという。研究会委員の複数の人が、我が国が法案に同意したとされるのは心外だ。これはお読みになられたと思いますが、マスコミでも紹介されております。

こうした経過からも、やはり今回の法案提出が極めて強引であつたということをお私に問題として指摘しなければならぬと思ふんです。今回のように一定の営業規制をかける措置はむしろ慎重に対処するべきだ。昨年八月の業界の自主努力を促すというその立場を受けても、やはり慎重に対処するという姿勢を貫いていくことが必要だつたと思ふんです。

一方では、内閣府の方で消費者保護を含めた検討もしているときですから、やはり包括的な、どういう形で消費者の保護をするか、どういう形で盗品等が売買されないように、消費者がそういうものをだまされて買ふようなことのないようにするか、やはりそういう立場で考えるべきだつたと思ふんですが、なぜそういう慎重な対処をしてこなかったのか、伺います。

○瀬川政府参考人 今回の法改正に当たりまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、セキュリティシステム研究会を通じていろいろな御意見を伺ってきたところであります。まさに慎重に検討してきたものというふうな我々は考えております。また、報道等を引用されましたけれども、これにつきましても、いろいろな御意見はございますけれども、この研究会として最終的に今回の改正については適切なものというふうな御了承いただいたものであります。その他、古物営業の事業者の方々の意見も十分に伺つてきていますところでありまして。

また、その状況といたしまして、インターネットオークションにおける盗品等の処分が多発している、新たな財産犯の被害者が日々発生している、そういう状況がございます。盗品の売買防止あるいは速やかな発見、そしてまたそれが消費者の保護にもつながるとする観点で、こういった必要最小限の制度の導入というのは急務であるというふうに我々は考えております。

○吉井委員 慎重にというて、かなり強引に出してきたという感否めません。

それで、業者の方たちのお話がありました、反対ということをおっしゃられたのが、かなり警察の方の強い圧力といいますが、強い働きかけといいますが、しかし、それにしても懸念をやはり表明しているんですね。ですから、問題がこれで解決したということじゃないままに強引にやっつけているということをおっしゃるならぬと思います。

このネットオークション業者を届け出制にすることは、これは、緩やかではあるが、憲法が保障する営業の自由を一定制限することになってきます。警察法第二条二項では、「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定しています。警察の権限というのは、その目的を達成するために必要最小限において行使されるべきであり、警察権限の新たな拡大というのは極めて限定的、慎重に行われるべきものであります。ところが、今回の法案作成経過を見ると、そういう慎重な対応というのが見られない。

大臣、やはりそこは、出してしまつてから、公安委員長として今さら私は引つ返しますわというわけにいかないという立場かもしれないけれども、しかし、こういう法案作成経過というのを見たときに、慎重な対応をしてきた、そういうふうな提案者である大臣としては私は言えないんじゃないかと思うんですが、大臣、どうですか。

○谷垣国務大臣 今の点につきましては、事業者とこの案を作成した部局との間で、相当な量の文

書のやりとりと申しますか、説明をし、あるいは疑問に答えるというようなプロセスが記録に残っておりまして、私も全部詳細に隅々まで目を通したわけではございませんが、そういう意味での了解を取りつける努力というのは手続を踏んだのではないかな、こう思っております。

○吉井委員 警察と、それからヤフーにしても楽天にしても、そういう業界の人たちとの関係であれば、やはりそれは警察の方は優越的な立場にいらっしゃるということが多くなるとは感じるわけですから、ですから、それだけに限定的、慎重に臨んでいく、そういうことが必要で、警察刷新会議などが指摘しております警察の閉鎖性、無謬性の発想というものがやはりあるんじゃないか。これは前回私、刷新会議のことを紹介しましたが。

今回の措置というのは盗品防止の実効も極めて乏しいということが予想され、例えば、ネットオークション業者に警察への盗品申告義務を課しているわけですが、ネットオークションの業者の方は、出品者から出品物の写真を画像データで受けてネット上で紹介するだけで、現物を直接手にするということわけじゃないんですね。そこはこれまでの古物営業業者の場合と随分違うわけで、そうすると、どうしてそれで盗品だとわかるのか。明確にわかるものもあり得るだろうと私も思うんですが、しかし、どうして盗品だとわかるのか。盗品を見きわめるというのは極めて難しいということでは、まず、警察庁の方もそういうふうに見ておられると思うんですが、どうですか。

○瀬川政府参考人 確かに、インターネット上では直接商品を見たりさわったりということができないわけでありまして、現実にも今までの事例を見ましても、インターネット上にそういった不審点が、例えばリアルナンバー自体を画像で表示して展示しているというような物品が出ていたというような場合もございます。それから、先ほど大臣から答弁いたしました発売前のゲームソフトが出品されているということについて、被害

に遭った者から事業者へ通報があるというような場合があります。それから、例えば官公庁の身分証明書のような、盗難や横領に遭わなければおよいそ出品されるとは考えにくいものというのが出てくるということもありません。こういった状況のもとにおいてインターネットオークション事業者が不審点を認識するということはある得るものというふうな考えております。

○吉井委員 私も、一〇〇%わからないというようなことを言っているんじゃないんです。明確に写真でわかるものもあるでしょうし、現にそういう場合は、これまでの法律の中でも、これは被害者が届け出をして、それで犯人に接近して捕まえることもできたわけでありまして、盗まれた物がきつちり返ってくるかどうかについてはなかなか難しい問題もいろいろあつたにしても、そういうことも、今までの法律でもそれは明確にわかるものについてはあるわけなんです。

盗品の判断というのは、被害届に基づいて警察が行うというのが本来なんです。現行法では、個人間取引については、刑法で盗品等に関する罪というのがあり、盗品の売買については十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金が科せられるというところになっていて、本来、個人間取引は自由なんです。それを、本人確認情報や取引記録が蓄積され、これを警察がたどることが可能になると、単に盗品流通防止という目的を超えた運用の危険、個人情報保護上の問題、基本的な人権の問題というものが懸念されるようになりますから、そういうふうな、そうならない保証というものは、これは大臣の方で何かちゃんと考えてはるんですか。

○谷垣国務大臣 いろいろな規定を見ていただきますと、先ほど、届け出義務などをなぜ課するのかというお話もありましたけれども、あれも事後に届け出るというふうなことになるってあります。いろいろなところがあるがかなり抑制的な制度の立て方になっているのではないかと思います。そこをまた逆の立場から見ますと、先ほど枝野議員の

御質問にもありましたけれども、実効性が上がらないではないかという御指摘もないわけではない。新しい犯罪類型の中で、捜査手法を、これは捜査ではないんですが、どういうふうな全体を規律していけば、吉井委員の問題意識であられるように、消費者の保護に資することができると、いろいろ考えた末にこういう形のものができているというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○吉井委員 法案では、出品者の本人情報や取引記録などが努力義務とされ、個人情報やネットオークション業者に蓄積されていくという、この問題があるわけですね。取引に関する通信記録、ログの保存は、不正アクセス禁止法でも、憲法上の権利である通信の秘密から見て問題があるとして明文化が見送られてきたという経過のある問題だと思ひます。ですから、努力義務とはいえず、取引記録の保存というのは、これはプライバシー保護の立場から問題であるということ、大臣としてもこの点はやはりきちんと考えなきゃいけないと思ひます。もう一遍伺つておきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 ですから、この規定も、これが絶対のものであるかどうかはいろいろまだ御議論もあると思ひますが、そういう通信の秘密あるいは当事者の負担、それからやはり、全体でこういう匿名性のもとに青少年の犯罪を誘発しているのじゃないかというおそれ、そういうものをいろいろ勘案した結果ああいう形になっているというふうには私は理解しております。

○吉井委員 今言いましたように、不正アクセス禁止法のとくも、これは憲法上の権利である通信の秘密から見て問題があるということ、明文化が見送られてきたという、やはりプライバシーの問題をどう扱うかということ、それから消費者保護をどうするかということ、そして盗品等が不当に、消費者がそういう盗品をいばだまされて買ふような、そういうことにならないようにする仕組みをどうするかということ、これは非常に大事なところで、ネットオークション市場全体と

して見れば、個人ネット、競売の市場規模は、二〇〇一年で千五百億円、これが今、二〇〇六年で五千五百億円、拡大するというふうに調査会社などでは予測を立てているわけですね。

これだけの市場のインシアチブ、関係業界への天下り先の確保をめぐって、警察庁、経済産業省、法務省などが省益をめぐって非常に激しい競争合いをやっているということも指摘をされたり、また、実際これだけの額のものになってきて、そして、そのときにだれがどう認定するか、認定団体はどうだとかいったところから、非常にこういう問題は、よく言われているような構図というものが実際うかがわれるわけです。

ですから、今大事なことは、盗品売買をどのように規制して犯罪者をとらえて処罰するかというところが一つありますし、インターネット時代の消費者保護をどう進めるのかということ、それからインターネット時代の個人情報保護をどう進めるのかとか、通信の秘密をどう守るのかとか、今大事なことは総合的な検討を進めて取り組むということであって、そこから総合的対策を打ち出すということが必要なきだと思ふんです。

どうも今回見ておきますと、世界の例から見てもかなり特異なんです、そういう総合的な打ち出しを行うという中で考えたものにはなっていないと思ふんですが、時間が迫ってきたようなんです、最後に、総合的な対策を打ち出すことは必要だということの点についての谷垣大臣のお考えを伺っておきたいと思ふます。

○谷垣国務大臣 総合的な対策を打ち出すというお話ですが、確かにコンピュータネットワーク上の取引で、消費者保護という観点から考えますと、盗品を初めとする不正な物品の流通とかあるいは詐欺というようなことが問題となっているわけですが、私は、一番根本は、こうした事案を予防するといえますか、そして被害が起るような場合にはやはりきちっと検挙するということが警察の立場からすれば一番重要でございいます。そうしますと、先ほどの西村委員の御質問に答

えたことにもなるわけですが、ハイテク犯罪についてやはり捜査体制を充実強化を図っていく、それから予防に関しては、ハイテク犯罪の予防に必要な知識を持った人間を配置して積極的な広報啓発を実施していく、あるいは相談窓口を整備して的確にこたえていく、そういう情報セキュリティアドバイザーの設置、活用というようなことが警察の立場からすれば重要ではないか、こう思っております。

今回の改正も、ネット上、古物の取引に関して、盗品等の流通を防止して被害品の速やかな返還を図るということを一つの目的としているわけであります。ただ、今後とも、今おっしゃった消費者保護の観点、あるいはプライバシー、通信の秘密、こういうものには十分留意をしながら施策を立てていかなければならない、こう思っております。

○吉井委員 時間が参りましたので終わりますけれども、盗品売買の規制は当然のことです、それから犯罪者をとらえるのも当然のことだと思ふんです。だから、国家公安委員長、警察の立場で大臣がおっしゃったその部分はわかるんですよ。ただ、あなたは同時に内閣の一員なんですよ。だから、内閣としてやはり総合的な対策というものを組み立てていくべきだ、それを抜きにして、今回のような作成経過、提出過程、その他内容からしてこれは極めて問題があるということを指摘して、質問を終わりたいと思ふます。

○佐々木委員長 吉井君の質疑は終了いたしました。

次に、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子とい

います。

まず最初に、事業者はこの法案を容認したのかという点で伺いたいと思ふます。

本年六月四日、楽天、ディー・エヌ・エーとヤフーの三社が、警察庁生活安全局セキュリティシステム対策室にあてた「古物営業法改正案について」とする文書では、「法案が成立した後の法の

運用方法について過剰な規制がなされないような制度的担保が明確にはなっていないことには強い懸念がありますし、定義に「あつせん」という文言が使用されていることは法技術として稚拙であると考えておりますが、「云々と書かれた文書がありま

す。事業者の見解が述べられているわけですが、翌日の新聞では、「ネット競売規制法、ヤフーなど容認」というふうに報じられています。警察庁は本法案について事業者の理解を得られたという認識なのでしょう。

○瀬川政府参考人 当庁としては、これまで事業者から、当庁からこれまで説明したとおりの適正な法運用がなされることが担保されるということ

を前提として、従来の反対の立場を撤回するという趣旨の御見解をいただいております。報道では、事業者が古物営業法改正案を容認すると発表をしたというふうになされているということは承知をいたしておりますが、当庁が事業者から受けている説明と大きな相違はないものというふうに考えております。

○北川委員 ですが、反対は撤回する、しかし賛成したとは少なからず言っているらしいじゃないわけ、事業者と貴庁の認識に少なからず相違があるということ

を理解していただけたと事業者の方は文書の中にも書いているわけで、殊に、この三社がインターネットオークションの定義、そして先ほど議論にもなりましたあつせんの定義についてはかなり何度もいろいろな資料を出されているので、そこ

に書かれているのがすごく説得力があったわけですね。「インターネット・オークションは、オークションのような雰囲気を感じる」ことができて、

本当の意味でのオークションとは異なる単なる広告媒体にすぎません。したがって、いかなる意味においても「あつせん」は行っておりません、かつ、「あつせん」が行えるような地位にはありません。また、利用者が広告掲載システムを利用してに過ぎないという認識は国際的なものであると考えます。」ということ、あくまで

も事業者は、この問題は広告媒体に関する新たな規制であるというふうな認識が警察庁の方には欠けているのではないかとこのことを言われていると思ふんですが、この点に関してはどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○瀬川政府参考人 インターネットオークションというものが、古物の売却をしようとする者と買い受けようとする者との間でオークションが行われるシステムを提供している、これにより、出品物の情報を掲載する、オークションへ入札する、オークションによる落札が行われる、双方のネットワークオークションは、競りの方法が用いられること

によって、古物を売却しようとする者と古物を買

い受けようとする者との間でオークションを利用した結果として相互に結びつくという機能が認められるという点につきましては、事業者の方々とも話をし、そして御了解もいただいているというふうに認識をしております。

○北川委員 しかしながら、きょうの議論の中にも、新たにこの法案を、従来のものを改正という形で提案するという点にあまり性質が含み込まれたのではないかとというふうな議論があつたと思ふんです。昨年の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、この法律で十分ではないかというのが事業者の立場だということにお伺いしておりますが、それ以上のものが今回の改正の中に含み込まれているのでしょうか。

○瀬川政府参考人 御指摘のいわゆるISP法と本法はその趣旨を異にしております。今回お願いしております改正法は、あくまでも盗品の流通の防止と速やかな被害回復ということに資するため必要最小限の規制ということで、これはこういった法目的を有する古物営業法において規定すべきものというふうな考えております。

○北川委員 インターネットオークションは、何も古物に固執しているわけではなくて、新品も受け付けるということを強調されていると思ふます

し、期せずして、警察庁の方は、非対面性のいいところをつぶさない程度の規制だと。これが本場に改正に当たるのかなというのが私の立場であるわけだ。

今おっしゃった盗品についてお伺いしたいと思ひます。盗品の申告に対する文書を、五月十四日、事業者にあてて出されているわけですが、盗品等の場合の警察への申告は現在でも事業者が自主的に行っていると聞いていますが、これは単なる協力要請なのでしょうか。

○瀬川政府参考人 現状におきましては、おっしゃるとおり、協力を要請し、協力に応じていただける場合があるということでございます。

○北川委員 今回も努力義務で、別に大して、従来も協力してくださっているわけですから、そんなに問題が深まったわけではないと思います。

それで、二十一条の七についてお伺いしたいわけですが、インターネットオークション事業者に盗品等であると疑う相当な理由がある場合において、警察本部長は、これが主語になると教えていただいたんですけれども、インターネットオークション事業者に対し、当該古物に係る競りを中止することを命ずることができるとありますが、二十四時間垂れ流しのインターネットオークションを中止することを命ずるといふ大きなことができるわけですが、事業者自身は出品者と落札者の間の実際の取引には関与しない、だからあつせんとの定義にこだわっているわけですが、関与しない中で、この相当な理由を具体的に示してくだ

○瀬川政府参考人 競りの中止命令をかける具体的な場合ということでありましても、社会通念上、盗品であるというふうに疑われる理由が客観的に見て合理的に存在するということだろうと思ひます。先ほど来御答弁申し上げておりますけれども、出品されている古物、その画面等であらわれている古物の特徴と被害届が出されている物品との特徴が、例えばシリアルナンバー等が一致をするという場合でありますとか、盗品等

であると疑う根拠が客観的、合理的に見て存在すると言へる場合ということでございます。

○北川委員 そのことも今回の議論の中で、それが盗品かどうか、盗品というラベルが張っていないだけでわからない。はつきり言つてわからない、被害が起らない限りわからない事実の方が多いいのではないかと。そして、盗品であるという件数は、三百六十万件ほどの件数がある中で、ほんのわずかなのはないかという意味において、無理なことを、結局はできないことを法文に書いてあるということで、有名無実の法文ではないかというふうに私は思ひます。

そして、私自身もサイバー警察、サイバーパトロールを視察させてほしいとお伝えしているわけですが、二十四時間体制でどのように規制をされているのかをぜひ実感としても感じてみたいと思ひておりますが、本法案に関して、警察庁は事業者と何回ほど意見交換をされたのでしょうか。

○瀬川政府参考人 何回という具体的な回数はちよつと調べておりませんが、相当の回数、これは先ほど来申し上げております研究会もございまして、その後も、それからまた、事業者の方が法案に対する反対の意向をこの春に表明された、その前後、それ以降も相当の密度、頻度で私どもは事業者の方と話し合いを進めてきたというものでございます。

それから、先ほど、そういった盗品であるというものがインターネットオークションに、そういうものを明示したものが出品されるわけはない、こういうお話でございましたが、現実には、例えばシリアルナンバー等、はつきり盗品と認識といひますか、被害届を受けている側からすればこれはもう盗品であるというふうには明確に認識できるようなものが提示をされていることはございまして、それから、被害に遭われた方から、自分が盗まれたものが例えば自分にはわからない特徴があるということ、その届け出があるというふうなことも実例としてあるわけでございます。

○北川委員 相当な回数というふうに言つていた

だいたんですが、インターネットオークションの定義さえも乖離があつた中で相当な回数やり合つたと言われるんですけれども、現実には法文はそのままなんですよ。どこも変えずにそのまま提案をきく国会に、そしてこの三時間の審議でやわけなんですから、そこにやはり警察は強い気配がぬぐえないわけです。法文は変更されないままであつたということは確認させていたたいわけですが、事業者に対して解釈を変えることで対応をされています。国民の権利や義務を制約する警察行政が、こうした裁量を自由主義、資本主義の世の中に存在する事業者に対してやつていいことなのでしょうか。

○瀬川政府参考人 あつせんという法文の問題について御指摘があつたと思ひます。

確かに法文の用語は変わつてはいないわけですが、これはあつせんという言葉についての理解ということで、事業者の方に対していろいろ説明をし、先ほど申し上げたような内容のものとさせていただきます。法文の変更ということではなくて、先ほど来申し上げておりますように、事業者の方に対する累次の説明により御理解をいただけてきているものというところでございます。

○北川委員 私もさうはあつせんの定義について二、三お伺いしたいと思つていたんですが、先ほど民主党の枝野議員のところでも十分おやりになつていたと思ひますので、次の点だけを内閣法制局にお伺いしたいと思ひます。

ことし五月二十八日、警察庁からヤフーに出した「古物営業法上の「あつせん」の意義について」では、一般的な用語としてのあつせんの意味とは内容を異にするものである、警察庁としては、一般的な用語としてのあつせんと誤解されることがないように解釈を明確にするともに、周知するように努めていきたいと考えていると書かれていたわけですよ。一般的な用語としてのあつせんとは違ふということとを逆に周知徹底するとい

うことをあえて言われているんですが、こうした警察庁の考えを法制局も法律上問題なしというふうになされているのか、お伺いしたいと思ひます。

○山本政府参考人 ただいま御指摘の五月の文書というのは、私も実は承知はしておりますけれども、一般にあつせんという言葉についてどういう意味かと申し上げると、法令用語として、ある人とその相手方との間の交渉が円滑に行われるように第三者が世話をするということ、ふうに理解しております、警察庁が把握されている実態がそういうことであれば、それはあつせんという言葉に適しているかと思ひます。

○北川委員 私は定義のことを聞いたわけではなくて、警察庁のこういう態度ですよ。だから、あえて一般的な用語とは違ふんだということを周知徹底するということな二枚舌でやるようなことを、法制局は聞かれてどう思ふのかというふうにお伺いしたわけですが、あつせんの定義を聞いたわけではないのです。

○山本政府参考人 その点につきましては、いろいろ各業界とのやりとりがあつたと思ひますけれども、私も私としては、あくまでも、実際に行われている業の実態が法令用語としてあつせんに適しているということであれば、それはそれでよろしいかと思ひます。

○北川委員 やはり、ちよつとそれは違ふんじゃないかなというふうには私自身は思ひます。その点は、ぜひ法制局の方で、あえて誤解を生む要素が多いような法案をつくるべきではないというような提案を警察庁にするべきではないのか。そして、本来、広告媒体の規制として受けとめる範囲の用語をきつちりと使うべきであると事業者自身が提案しているわけですから、その面から今回の法律をもう少し見直していくべきではないかというこの御提案ぐらいしてくださつたらいいんじゃないかと思ひます。

なぜかという、ヤフーが自然独占をしているとみずから経済産業省も認められておりましたけれども、ヤフーは、例えば中傷文とかがあつた

りしても、ヤフーオークションは一切の責任を負いませんというふうにしています。そして、去年から出展料を取られたということで、お伺いすると、大体二十四億一千六百万円、これは幾ばくかの広告料金も含まれたものだということを留意してくださいということも教えていただいたわけなんです。出展者に対しては広告料金というような明示ではないのです。出展料として取っている。

その辺なども、事業者の中で混乱、事業者は、あくまで自分たちは広告ということに国に対しては言っている。けれども、出展する側には出展料だということに徴収する。そのところに、出展する側の意識の改革、インターネットオークションというバーチャルな新しいシステムの非対面性の売買における消費者教育というか、売る側の倫理、商いをする者の倫理というのに関しても、徹底するというのがこれから必要な時代になってくるのではないかと思うんです。

次に、システムを使用させるけれども料金を取らなければ営業ではなく、この法は課せられないというふうにお伺いしたんですけれども、これは本当でしょうか。これは事実ですか。

○瀬川政府参考人 今回の古物営業法の改正の対象でありますのは、インターネットオークションにつきまして、これを営業として行う者に限られるということでありまして、営利の目的を持って同様の行為を反復継続して行うことが要件となるということだろ

うと思います。出品料や落札手数料といった、利用者からインターネットオークションに係る対価を徴収している場合が営業に当たるということと解しておりますので、御指摘のような、無料でインターネットオークションを開くというふうなものは営業に該当しないというふうに考えております。

○北川委員 これは届け出制であるわけで、無料か有料かというのをどの時点で警察庁は確認することができ

るわけですか。○瀬川政府参考人 この届け出は事後届け出制で

ありまして、営業者の方が、営業としてこういうことをやるという場合に、みずから判断して届け

ていただくというものでございます。○北川委員 だから、事業者みずから届け出るわけなので、サイバー警察ですかと監視をしていらつしやる

とは言うんですけれども、それがその時点で有料のものなのか無料のものなのかをどう警察は見分けることができるんですかということをお伺いしているんです。○瀬川政府参考人 営業かどうかを見分けるポイント

は、先ほど御答弁申し上げたと思いますけれども、営利の目的を持って同様の行為を反復継続して行う

ということ、例えば、出品料でありますとか落札手数料というふうな対価を徴収しているかどうかということ

をメルクマールとして判断することになるかと考えております。○北川委員 だから、どうやってそれがわかるん

ですか。○瀬川政府参考人 例えば、そのインターネットオークションに参加しようとする場合に出品料を取られるという

ことは、そのサイトを見れば容易に判断できるものと考えております。○北川委員 サイトに書いてあるからと。サイト

とかが書いてあるからと。だけれども、こういうことはすぐく込み入って

いて、私がこれで聞かせていたですごくおもしろいなと思ったのは、これはヤフーがやっていることなん

ですけれども、オークションの落札システムを教える機会を持

っているのがヤフーだからオークションなんだというのが定義の中に

入っているらしいんですけれども、そういうこと自身は、使

う側、出展する側、買う側というのは余り意識しないで簡単に使っていると思うん

です。セトを買い物を契約させられたり、またもう一つは、高い健康食品を定期的に買うことを契約

させられたり、こういういろいろな商法というものの消費者教育といった面の欠落というの

はすごく大きくて、学校教育の中に消費者教育の場面はありません。ですから、私自身は、システムを使用させるが

料金を取らなければ営業ではなくこの法は課せられない範囲と課せられる範囲を使う側、特に買

う側、消費者側がどう見分けることができるのかという点において、警察庁はどのような配慮を持

つて事に当たろうとしているかという点でお伺いしたいと思

います。○瀬川政府参考人 今回提出しております改正案につきま

して、例えば、ホームページ上で古物営業を行おうとする方については、正規の業者の方

は許可証番号等をホームページ上に掲示する等、その真正性を担保するよう仕組

みも設けております。また、インターネットオークション業者につきま

しては、認定制度というものを設けま

して、一定の基準に合致する業者につきま

しては認定されているという表示をすることができるとい

うことで、消費者の方にしましては、こ

うと。その点において、正常にシステムは機能して

いたということの担保だけを事業者は負いたいという意味において、あ

つせん

の定義に事業者はこ

だわられたの

というふう

に私は想像し得る

わけです。私は、従来の古物商の方にも聞き取りをさせて

いただきました。従来の古物商というのは、質屋

さんとか、もろもろいろいろあるわけなんですけれども、その方たちの意見の中で、自分たちと同じ土俵に

してもらいたい、なぜインターネットオークションだけが届け出制なのか、自分たちと同じ許可制に

してもらいたいというの

が一点。そしてもう一点が、出展する側の情報をできるだけ開示する

ようなシステムをとるべきではないかというふう

配慮と、これから新しく始まるバーチャルなインターネットオークションのような非対面性の売買に關しての法律というものは、私自身は分けてやった方が、どちらにとっても有利に、きつちりとした教育とか消費者保護とか、そういうものが入ったものとして有効に活用できるというふうに思うんですが、分ける必要、反映されなかったというふうな受け取ったからですが、そういうふうには思われませんか。

○瀬川政府参考人 古物商の方のそういう意見を反映しなかったということですが、先ほど申し上げましたとおり、古物そのものに対するかかわりに差があるわけでありまして、実際に物を古物商の方は取り扱われるわけですが、インターネットオークションの営業事業者の方は、みずから売ろうとする人を対面して見るわけでもなければ、その品物をみずから取り扱うわけでもないということ、これはやはり差異があるのではないかとこのように思います。

それから、別の法律で取り扱うべきだというお話でございますが、やはりこれは、盗品の流通防止、それから被害の回復という観点から見たときに、この両者は共通してとらえられるべき点があるということ、そういう観点から、今回、古物営業法の改正において対象としていただきたいというふうな考えているものでございます。

○北川委員 時間が来ました。

なかなか議論はかみ合わなかったと思うんですが、ぜひ従来の方の御意見なども聞き取りをしていただきたいということを申し添えて、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○佐々木委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐々木委員長 この際、本案に対し、枝野幸男君から修正案が提案されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。枝野幸男君。

古物営業法の一部を改正する法律案に対する修正案  
正案  
〔本号末尾に掲載〕

○枝野委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました古物営業法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、修正案の内容を御説明申し上げます。修正案は、本法により新設される古物競りあつせん業者に係るすべての条項を削除するものであります。

以下、主な提案理由を申し上げます。

第一に、この法案の規制などに全く実効性がないことです。

業者の届け出制については、悪質な業者が横行しているという事実はなく、また、所在地を海外に移すことによつて、全く空虚な規定になつてしまふ。今後の変化に対応する事前規制という発想での過剰な規制であります。

相手方の真偽確認の努力義務は、シェアのほとんどを占める大手三社が既に実行しており、努力義務を法制化する必要はないと考えます。

盗品の申告義務については、事業者の報告による盗品の発見には前例がなく、また、事業者が盗品と判断することの困難性を考えると、現実性のない過剰な義務規定であります。

記録の作成、保存の努力義務については、記録は現状でも当然作成され、一定期間保存されており、義務化の根拠が薄弱であると同時に、通信の秘密あるいは個人情報保護などの観点から問題があり、慎重な検討が必要であると考えます。

認定制度については、現状でも不当行為を野放しにするような悪質業者の存在を警察も認識しておらず、また、大手三社がシェアのほとんどを占める現状を考え、また、海外に所在地を置いた場合にはこの適用にならないということを考える、実効性はないと考えます。

競りの中止命令については、これまで警察が業

者に照会した件で削除の要請の例もなく、また、削除を出品者が気づき、犯人に証拠隠滅や逃亡の機会を提供することにもなりかねません。

盗品等に関する警察の報告要求については、事業者自体の情報では盗品との判断は不可能であり、刑事訴訟法百九十七条二項の照会で十分対応可能です。

以上のように、インターネットオークションに係る本改正案のすべての新たな規制が、実態を踏まえ、実効性に極めて乏しく、他に十分代替措置があるものばかりであります。

以上のように、本改正案は、インターネットに対する発想が根本から間違っていると看做ざるを得ません。

私たちは、インターネットオークションを含むインターネットを使ったコミュニケーション、商取引は、今後大きく成長すると考え、この分野をいざ知らず規制で縛ることは反対です。一方、犯罪の防止は当然重要であり、自由であるべきインターネットの世界にも、業界による自主的なガイドラインの作成など、今後一定のルールを確立すべきだと考えます。

しかし、本改正案のように旧態依然の法規制をやみくもに行つても、余りに広範なネットワークであるインターネットの世界においては、実効性が全くありません。警察は、まず個別の犯罪を地道に厳格に捜査すべきであつて、法による安易な規制は、何かやつていこうというアライバイにすぎないと考えます。

第二に、法改正の前提となる、盗品売買を放置しようという悪質なインターネットオークション事業者が横行しているという事実がないということです。

この業界は、大手三社がほぼ一〇〇%のシェアを占め、本人確認の導入などさまざまな自主努力を既にを行っています。インターネットオークション取引数の大幅な増加にもかかわらず、盗品の摘発件数はほぼ横ばいであることから、盗品の出品率は低下していることが推定されます。二〇〇一

年八月の警察庁生活安全局長主宰のセキュリティシステム研究会における、法的措置については、自主規制の効果を踏まえて、なおその必要性があるかどうかを見きわめていくべきの方針からしても、民間の自主努力の成果を一定期間見きわめるべきで、性急な法による規制強化が必要な状況とは思えません。

その他、取引の場を提供するにすぎないインターネットオークション業者の実態を全く無視して、あつせんという言葉業をその定義に使用している点、民間業者に警察の代行を行わせようという発想がある点、通信の秘密との検討が不十分な点など、この法案には多くの本質的な問題点があります。

以上が、古物営業法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をいただき、可決していただきますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○佐々木委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。小野晋也君。

○小野委員 私は、自由民主党、公明党、保守党を代表いたしまして、古物営業法の一部を改正する法律案につきまして、政府提出の原案に賛成し、民主党より提出されました修正案に反対する立場から討論を行うものであります。

最近の高度情報通信ネットワーク社会への移行に伴い、だれもが手軽に古物取引に参加できるインターネットオークションが発達してきております。これにより、個人間の古物取引の機会が飛躍的に拡大し、国民生活にメリットを与えているところでありますが、一方では、インターネットオークションを利用して盗品等を処分する事例が多発しており、まことに憂慮すべき状況にありま

す。

警察庁が行った調査によれば、平成十二年一月から十四年九月までの二年九カ月の間に、インターネットオークションにおきまして、件数にして八千七百二十三件、金額にして三億五千三百十六万円に上る盗品等が処分されていると推計されております。その内容を見て特に憂慮すべきことは、少年グループがインターネットオークションで小遣い稼ぎをしようと考え、オートバイの部品等を盗んで処分を繰り返していた事例など、少年によるものが約半数を占めているということであります。

このような現状に対処するためには、政府提出の原案のとおり、インターネットオークションについて一定の規制等を導入することによって、これを通じた盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図り、もって少年による犯行を初めとする財産犯が誘発されることを未然に防止することがぜひとも必要であります。

また、消費者保護の観点からも、この改正が緊急に必要であります。

このインターネットオークションを通じた取引は、見ず知らずの他人との非対面取引であり、また、限られた情報だけに基づいての取引でもあります。そのため、盗品が取引に紛れ込む可能性も高く、しかも、盗品と知らず買い付けた場合におきましても、民法の規定により、盗難発生から二年間は被害者からの請求に応じて購入したものを返還しなければならぬとされているものであります。

したがって、インターネットオークションにおける盗品等の売買の防止を図ることは、消費者の保護と取引の安全が確保されることにもなり、電子商取引の活性化にもつながってくるものであると考えるものであります。

一方、政府提出の原案で定められている遵守事項等は、インターネットオークションの実態を十分に踏まえた、業務を通じて利益を得ている事業者において負担することが相当な必要最小限のものであり、事業者に過重な負担を与えるものではありません。

ないと考えております。

民主党により提出された修正案は、政府原案のうち「古物競りあつせん業者」に係る改正規定を削除する」とされておりますが、これは、インターネットオークションにおいて盗品等が処分されている現下の深刻な状況を看過し、少年による犯行を初め財産犯が誘発されることを防止する必要性を軽視するものでありますので、適当ではないと考えているものであります。

以上のとおり、政府提出の原案の内容は、現下の情勢に効果的に対処するために必要不可欠なものであります。本改正によって、国民がインターネットオークションを通じた古物取引を安全に行うことができるようになることを強く期待いたします。私の討論を終わります。(拍手)

○佐々木委員長 次に、細野豪志君。

○細野委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府原案の古物営業法の一部を改正する法律案に反対し、民主党が提出した修正案に賛成の立場から討論を行います。

まずは、民主党・無所属クラブは、インターネットを通じた商取引が我々の生活に浸透しているという認識に立ち、インターネットの特性を十分に理解した上で法案を改正すべきであるという基本的な認識に立っていることを明確にしておきたいというふうに思います。

こうした基本認識に立ちますと、政府原案には多くの問題点があります。

まず、インターネットオークションの現状認識と将来性に対するとらえ方が間違っているということであります。

インターネット取引は、我が国だけで完結するものではなく、情報が全世界を駆けめぐるものであるという特性を有しております。他国に同種の規制が存在しない以上、我が国だけを対象とする政府原案は実効性に乏しく、いわゆるざる法になる危険性が十分にあると考えております。

個別の問題点は、先ほど枝野議員の提案理由にもございましたので、ここでは割愛いたします。

確かに、インターネット社会の進展によって、

従来想定できなかった犯罪が発生することは否定できません。しかし、政府原案は、インターネット取引に対する警察の過度の介入をもたらす一方で、犯罪防止に実効性がなく、今後の新たな商取引や新たな産業創造に多大なデメリットをもたらします。したがって、現段階では、インターネットオークションに係る規定の導入には慎重であるべきというのが我々の考え方でございます。

以上の点から、私は、政府原案に反対して、民主党修正案に賛成の意見を表明して、討論を終了いたします。(拍手)

○佐々木委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。私は、日本共産党を代表して、政府提出の古物営業法の一部改正案に反対、民主党提出の修正案に賛成する討論を行います。

政府案への反対理由の第一は、ネットオークションの法規制は、これまでの盗品防止対策の検討経過から見て時期尚早ということであります。ネットオークションの盗品取引、流通の防止対策を検討してきた警察庁生活安全局長の私的諮問機関セキュリティシステム研究会の結論は、業界の自主規制でした。

ところが、警察庁はこれを無視し、法規制を打ち出すという、極めて不可解かつ不透明な法案提出の経過です。法規制は、専門家や業界団体代表も委員に入って合意した諮問機関報告の結論である自主努力を行い、その結果を踏まえた上で改めて検討するということが妥当です。

今回の措置は、緩やかではあります。憲法が保障する営業の自由を一定制限するものです。こうした事柄への警察の対応は、警察法で言うように、「いやししくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」との規定の趣旨に沿って慎重な対応が求められていますが、今回の対応は、そうした法の趣旨から逸脱していると言わなければなりません。

反対の第二の理由は、盗難防止の法規制の実効性が乏しいということです。

法案は、ネットオークション業者に対し、盗品について警察への申告義務を課していますが、ネットオークション業者が出品物そのものを直接手にしないシステムでは、盗品かどうかの判断は不可能であり、したがって、法案は盗難防止の実効性に乏しいものであります。

なお、民主党提出の修正案は、ネットオークションの法規制導入をさせない修正であり、賛成することを表明し、討論を終わります。(拍手)

○佐々木委員長 次に、北川れん子君。

○北川委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府提出の古物営業法の一部を改正する法律案及び民主党提出の修正案につきまして、政府提出法案に反対、民主党提出修正案に賛成の立場から討論を行います。

政府案に反対の第一の理由は、古物営業法改正による規制の妥当性です。

インターネットを活用した商取引のマーケットは急速に拡大しています。本来自由であるべきインターネットの世界ですが、一人一人が安心して商取引に参加できるルールづくりは必要であると考えます。そういう意味で、今回の法改正は、インターネットオークションに対する初めてと言ってもよい規制を設けるものであると言えますが、なぜ法の目的を盗品の流通防止に絞るのが理解できません。

インターネットオークションは、出品者側で値をつり上げ、不当な高値で買わせる詐欺行為も大きな問題となっています。業者だけではなく個人の行為の規制も視野に入れ、ネット上の物品売買に包括的なルールを設定する法律が必要であるという立場をとります。初めての規制であるからこそ、慎重に、総合的に検討すべきであると考えます。

また、盗品の流用防止など、インターネットを利用した犯罪の防止が重要だとしても、やみくもに法律で規制をすれば、逆に盗品の売買市場がア

ンダークラウン化することや、また海外へ流出することになり、イタチごっこになるだけです。反対の第二の理由は、インターネットオークションの実態と古物競りあっせん業者という定義の問題です。

政府案では、インターネットオークション業者の行為をあっせんとして定義していますが、インターネットオークションの実態を正確にあらわしているとは言えず、あっせんの定義のみにこだわっているのが理解できません。また、規制の範囲について明確に限定されておらず、政令事項などにゆだねられていることから、不当な行政権限の乱用に拡大されることを危惧いたします。

反対の第三の理由は、消費者教育の視点を欠いていることです。

インターネットオークションは、自由に物を売り買いできることが大きな魅力です。売り手と買い手がみずからの判断で取引を行うための前提が、インターネットを利用した商取引にかかわるリスク情報をオープン化すると同時に、利用者みずからもリスクを判断できるような措置が、健全なインターネットオークション市場の育成のためには不可欠ではないかと考えます。また、規制の強化で自由なネット利用が阻害されないためには、悪質なホームページを利用しないなど、ユーザーの倫理の確立も求められたいと考えます。

なお、民主党提出の修正案は、以上の懸念の払拭につながるものであり、賛成します。

ドッグイヤーとも言われ、進展の激しいIT社会において、どのようなルールづくりが必要かを慎重に幅広い立場で検討すべきであり、一定期間後必要な見直しを行い、健全なインターネットオークションの確立が図られるべきであるということを経後に申し上げ、反対討論を終わります。

(拍手)

○佐々木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○佐々木委員長 これより採決に入ります。

第百五十四回国会、内閣提出、古物営業法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、枝野幸男君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐々木委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐々木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

午後三時三十分休憩

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、構造改革特別区域法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。鴻池構造改革特別区域担当大臣。

○鴻池閣務大臣 このたび政府から提出いたしました構造改革特別区域法案について、その提案理由及び内容の概要の御説明を申し上げます。

我が国が直面する最重要の課題は、厳しさを増す環境の中にある日本経済の再生です。我が国経済の活力を取り戻すためには、構造改革を加速させる必要があります。

このような現状にかんがみ、日本経済を活性化させる大きな柱として、七月二十六日に閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特区推進本部を設置し、構造改革特区制度を推進するため、規制の改革は全国一律の形でなければいけないという従来の発想から、地方の特性に応じたさまざまな規制のあり方があるという発想に転換し、実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を重ねてまいりました。十月十一日に開催された第三回本部において、構造改革特区を推進するための具体的な制度の骨格、構造改革特区において特例措置を講ずることができる規制等について、構造改革特区推進のためのプログラムを決定いたしました。

そこで、このプログラムを実現することにより、構造改革をさらに加速させるための突破口として構造改革特区制度を推進し、我が国経済構造の改革及び地域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の概要を申し上げますと、第一に、構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としております。

第二に、構造改革特別区域を通じた経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する構造改革特別区域基本方針を閣議において決定することとしております。

第三に、地方公共団体による構造改革特別区域計画の申請や、内閣総理大臣による計画の認定等の必要の手続を定めております。

第四に、学校教育法の特例など、構造改革特別区域において講ずることができるとする法令の特例の内容について定めております。

第五に、構造改革の推進等に必要施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域推進本部を内閣に設置することとしております。

第六に、法律の施行後も、規制の特例措置について定期的に調査を行い、必要な見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成いただきますことを心からお願ひ申し上げます。

○佐々木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐々木委員長 次に、第百五十四回国会、都築讓君外一名提出、特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。都築讓君。

特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○都築議員 ただいま議題となりました特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

戦後、数多くの特殊法人等が民間の活動を補充するために設立され、一定の役割を果たしてきました。

しかし、民間経済が高度に発達した今日においては、特殊法人等が果たしている役割よりも、特殊法人等が民業を圧迫したり、事業が非効率であるなどの弊害の方がより多く見られるようになりましました。また、一部の特殊法人等においては、官僚の天下り先となり、政官業癒着の温床となっ

ています。

このように、異常に肥大化し、硬直化した行政機構は早急に改革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにしなければなりません。

政府は、今般の特殊法人等改革法案によって、特殊法人等を統合あるいは独立行政法人化することと事実上残そうとしていますが、これでは問題の先送りと看板のかけかえにすぎません。日本の現状を踏まえ、特殊法人等は早急に原則廃止もしくは民営化すべきであり、本法案はその具体的手順を示したものであります。

本法案の概要を御説明申し上げます。

第一に、政府は、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までに、すべての特殊法人及び日本銀行を除く認可法人を廃止し、または、これらの民営化を実施するための法制上の措置と、その他の必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

第二に、政府は、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までに、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人について、廃止または民営化を実施することを基本として、その組織形態のあり方を見直し、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

第三に、政府は、第一及び第二の措置を講ずるまでの間、特殊法人等及び独立行政法人に対して交付される補助金等の削減を図るとともに、これらの法人の役員数を削減するために必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

第四に、政府は、第一から第三までの措置を講ずる際に、特殊法人等及び独立行政法人の職員の再就職を支援するため、必要な措置を講ずることを規定しております。

なお、この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日限り、その効力を失うことと、特殊法人等改革基本法を廃止することを定

めております。

以上が、この法案の提案理由及び概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決されるようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

古物営業法の一部を改正する法律案に対する修正案

古物営業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定を削る。

第二条第二項に一号を加える改正規定を削る。

第二章中第三条の前に節名を付する改正規定を削る。

第三条の見出し及び同条の改正規定中「の見出しを（許可）」に改め、同条一項を削る。

第十条に二項を加える改正規定中「次の二項」を「次の一項」に改め、同条第三項を削る。

第二章中第十条の次に一節を加える改正規定を削る。

第三章の章名の改正規定を削る。

第三章の次に一章を加える改正規定を削る。

第二十二條の改正規定及び同条一項を加える改正規定中「及び第三項」及び「又は古物市場主」を、「古物市場主又は古物競りあつせん業者」に削り、「改め、同条に次の一項を加える」を「改める」に改め、同条第四項を削る。

第三十一條第一号の改正規定を削る。

第三十三條第五号の改正規定中「第二十一條」の下に「又は第二十一條の七」を加え、削る。

第三十四條に二号を加える改正規定を削る。

第三十五條第一号の改正規定を削る。

附則第二条中「第十条第一項又は第二項」を「第十条」に改める。

附則中第三条を削り、第四条を第三条とする。

構造改革特別区域法  
構造改革特別区域法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 構造改革特別区域基本方針（第三条）

第三章 構造改革特別区域計画の認定等（第四条・第十条）

第四章 法律の特例に関する措置（第十一条・第二十五条）

第五章 構造改革特別区域推進本部（第二十六条・第三十五条）

第六章 雑則（第三十六条・第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「構造改革特別区域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であつて、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをいう。

2 この法律において「特定事業」とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち、別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるものをいう。

3 この法律において「規制の特例措置」とは、

法律により規定された規制についての第四章で規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令により規定された規制についての政令又は主務省令で規定するこれらの規定の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 この法律（第三十二条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第三項及び第六項並びに第十三条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。

第二章 構造改革特別区域基本方針  
（構造改革特別区域基本方針）

第三条 内閣総理大臣は、構造改革特別区域において特定事業を実施し又はその実施を促進することによる経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下単に「構造改革の推進等」という。）に関する基本的な方針（以下「構造改革特別区域基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 構造改革特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 構造改革の推進等の意義及び目標に関する事項

二 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 次条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項

四 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

五 前各号に掲げるもののほか、構造改革の推進等のために必要な事項その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項

内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生

じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、構造改革特別区域基本方針を公表しなければならない。

### 第三章 構造改革特別区域計画の認定等

（構造改革特別区域計画の認定）

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 構造改革特別区域の範囲及び名称並びに特性

二 構造改革特別区域計画の意義及び目標

三 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

四 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日

五 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業ごとの規制の特例措置の内容

六 前各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画の実施に關し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、前項第四号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聴くとともに、都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする構造改革特別区域計画の案の作成についての提案をすることができる。

5 前項の地方公共団体は、同項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

6 第一項の規定による認定の申請には、第三項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第四項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要を添付しなければならない。）

7 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた構造改革特別区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。

二 当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9 内閣総理大臣は、前項の規定による認定（次項、第十一項及び次条において「認定」という。）をしようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては構造改革特別区域基本方針に即して政令又は主務省令で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

10 認定を受けた構造改革特別区域計画（以下「認定構造改革特別区域計画」という。）に基づき実施主体が実施する特定事業については、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては政令又は主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

11 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第五条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定構造改革特別区域計画の変更）

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

第七條 内閣総理大臣は、第四條第八項の規定による認定（前條第一項の規定による変更の認定を含む。第二十条を除き、以下「認定」という。）を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画（前條第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第八條 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定構造改革特別区域計画の実施に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適正な適用のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該規制の特例措置の適用に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九條 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画が第四條第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに關し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第四條第十一項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（国の援助等）

第十條 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改

革特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、地方公共団体及び実施主体は、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第四章 法律の特例に関する措置

##### (学校教育法の特例)

第十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該構造改革特別区域内の幼稚園において学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、同法第八十条の規定にかかわらず、満二歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該構造改革特別区域内の幼稚園に入園することができる。

2 第九条第一項の規定により前項の認定が取り消された場合においては、その取消しの日の前日に構造改革特別区域内の幼稚園に在籍する満三歳に達しない幼児は、学校教育法第八十条の規定にかかわらず、満三歳に達するまで引き続き在籍することができる。

##### (職業安定法の特例)

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に所在する当該地方公共団体の条例の

規定により設置された教育施設であつて、次の各号のいずれにも該当するもの(以下この条において単に「教育施設」という。)の長は、当該認定の日以後は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者以下この条において「学生等」という。)について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十四条第一項第五号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設(別表第二号において「農業者研修教育施設」という。)であること。

二 その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。

2 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、同項に規定する教育施設の長を職業安定法第四十七条に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第二項から第八項まで、第三十三条の三、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二、第六十条、第六十一条並びに第六十四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第十条、第十一條、第十三条及び第十四条の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条

の二第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「同項」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第 号)第十二条第一項」と、同条第四項中「文部科学大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第五項、第七項及び第八項中「第一項の規定」とあるのは「構造改革特別区域法第十二条第一項の規定」と、同項中「教育行政庁」とあるのは「当該教育施設を設置した地方公共団体」と、同法第六十四条第二号及び第三号並びに第六十六条第四号及び第六号中「第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第三十三条の二第七項」とする。

3 職業安定法第二十六条及び第二十八条の規定は、第一項の規定により同項に規定する教育施設の長が行う無料の職業紹介事業について準用する。この場合において、同法第二十六条第一項中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以下「学校」という。)の学生若しくは生徒又は学校を卒業した者(政令で定める者を除く。）」とあるのは「構造改革特別区域法第十二条第一項に規定する教育施設以下「教育施設」という。)の学生又は当該教育施設を卒業した者」と、「学生生徒等」とあるのは「学生等」と、「学校」とあるのは「教育施設」と、同条第二項中「学校が学生又は生徒」とあるのは「教育施設が学生」と、同条第三項中「学生生徒等」とあるのは「学生等」と、「学校」とあるのは「教育施設」と、「学生又は生徒」とあるのは「学生」と、第二十八条中「学校」とあるのは「教育施設」と、「学生生徒等」とあるのは「学生等」と読み替えるものとする。

##### (市町村立学校職員給与負担法の特例)

第十三条 市町村に置かれる教育委員会が、当該市町村立の小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校をいう。以下この項において同じ。)につき、

当該市町村が設定する構造改革特別区域の設定の趣旨にかんがみ、当該構造改革特別区域内に所在する市町村立の小学校等において、当該構造改革特別区域における産業を担う人材の育成、国際理解の促進等のために周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと認めてその職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する職員)校長及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第十七条第二項に規定する非常勤の講師を除く。)をいう。以下この項において同じ。)を任用しようとする場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後の任用については、市町村立学校職員給与負担法第一条の規定は、適用しない。この場合において、当該市町村に置かれる教育委員会、当該職員を任用しようとするときは、あらかじめ、当該職員の氏名及び職種並びに任用の目的及び任期を付する場合にはその期間その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県に置かれる教育委員会に通知しなければならない。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ。)町村に置かれる教育委員会が当該市町村立の定時制高等学校(高等学校)中等教育学校の後期課程を含む。)で学校教育法第四十四条第一項に規定する定時制の課程を置くもの(以下「職員(市町村立学校職員給与負担法第二条に規定する職員(校長及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第二十三条第二項に規定する非常勤の講師を除く。)をいう。))を任用しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「市町村立学校職員給与負担法第一条」とあるのは、「市町村立学校

職員給与負担法第二条」と読み替えるものとす  
る。

(港湾法等の特例)

第十四条 地方公共団体が、その設定する構造改  
革特別区域内の港湾(港湾法(昭和二十五年法律  
第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港  
湾に限る。以下この条において同じ。)におい  
て、特定埠頭(同一の者により一体的に運営さ  
れる岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する  
荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係  
留施設以外の港湾施設をいう。以下この条にお  
いて同じ。)の運営を行う事業で当該港湾の効率  
的な運営に特に資するものとして国土交通省令  
で定めるもの(以下この条及び別表第四号にお  
いて「特定埠頭運営効率化推進事業」という。)  
のうち、当該港湾の港湾管理者(同法第二条第  
一項に規定する港湾管理者をいう。以下この条  
において同じ。)が当該港湾の港湾計画(同法第  
三条の第三項に規定する港湾計画をいう。)に  
適合することその他の国土交通省令で定める要  
件に該当するものと認めた者(以下この条にお  
いて「事業者」という。)が実施するものを促進  
する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を  
申請し、その認定を受けたときは、当該認定の  
日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法(昭  
和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又  
は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定  
にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭  
運営効率化推進事業の用に供するため、行政財  
産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第  
二百三十八条第三項に規定する行政財産をい  
う。)である特定埠頭を当該事業者に貸し付ける  
ことができる。

二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項  
までの規定は、第一項の規定による貸付けにつ  
いて準用する。

4 第一項の規定により港湾管理者が同項に規定  
する行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付  
ける場合における港湾法第四十六条第一項の規  
定の適用については、同項中「又は貸付けを受  
けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且  
つ、その貸付けが三年の期間内である場合」とあ  
るのは、「貸付けを受けた者が、その物を一  
般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが三年  
の期間内である場合、又は構造改革特別区域法  
(平成十四年法律第 号)第四条第八項の規  
定により認定(同法第六条第一項の規定による  
変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。

5 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が第  
一項の国土交通省令で定める要件に該当するも  
のと認めるに当たっては、国土交通省令で定め  
るところにより、公告、縦覧その他の当該貸付  
けが公正な手続に従って行われることを確保す  
るために必要な措置を講じなければならない。

6 前項に定めるもののほか、特定埠頭の貸付け  
に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。  
(出入国管理及び難民認定法の特例)

第十五条 地方公共団体が、その設定する構造改  
革特別区域が次の各号のいずれにも該当するも  
のと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その  
認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法  
務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人か  
ら、特定研究活動(本邦の公私の機関との契約  
に基づいて当該機関の当該構造改革特別区域内  
に所在する特定の分野に関する研究の申核とな  
る施設において当該特定の分野に関する研究を  
行う業務に従事する活動をいう。以下この条に  
おいて同じ。)若しくは特定研究事業活動(本邦  
の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当  
該構造改革特別区域内に所在する施設において  
特定の分野に関する研究を行う業務に従事する  
活動と併せて当該特定の分野に関する研究の成

果を利用して行う事業(当該構造改革特別区域  
内に主たる事業所を有するものに限る。以下こ  
の条において同じ。)を自ら経営する活動をし  
う。以下この条において同じ。)を行うものとし  
て、又は特定家族滞在活動(特定研究等活動(特  
定研究活動又は特定研究事業活動をいう。以下  
この条において同じ。)を行う外国人の扶養を受  
ける配偶者又は子として行う日常的な活動をい  
う。以下この条において同じ。)を行うものとし  
て、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年  
政令第三百十九号。以下「入管法」という。第  
七条の二第二項の申請があつた場合には、当該  
特定研究等活動又は当該特定家族滞在活動を入  
管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表  
第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大  
臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当  
するものとみなして、入管法第七条の二第一項  
の証明書を交付することができる。

一 当該構造改革特別区域内に特定の分野に關  
する研究のための活動の中核となる施設が所  
在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分  
野に関する研究と関連する研究を行う施設が  
相当程度集積するものと見込まれ、又は当該  
施設の周辺におけるこれに関連する産業の発  
展が相当程度見込まれること。

二 本邦の公私の機関との契約に基づいて当該  
機関の当該構造改革特別区域内に所在する施  
設において特定の分野に関する研究を行う業  
務に従事する活動を行う外国人が併せて当該  
特定の分野に関する研究の成果を利用して行  
う事業を自ら経営する活動を行うことによ  
り、当該構造改革特別区域において、当該特  
定の分野に関する研究の効率的推進又はこれ  
に関連する産業の発展が相当程度見込まれる  
こと。

2 前項の認定を申請する地方公共団体は、特定  
研究等活動に係る同項の機関及びその施設を特  
定しなければならぬ。

3 外国人が第一項の証明書を提出して入管法第

六条第二項の申請をした場合には、入管法第七  
条第一項に規定する上陸のための条件は、同項  
第一号、第二号及び第四号に掲げるものとす  
る。この場合において、同項第二号の規定の適  
用については、当該申請に係る特定研究等活動  
又は特定家族滞在活動を入管法別表第一の五の  
表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらか  
じめ告示をもつて定めるものに該当するものと  
みなす。

4 前項の外国人について入管法別表第一の五の  
表の上欄の在留資格を決定する場合における当  
該在留資格に伴う在留期間は、入管法第二条の  
二第三項の規定にかかわらず、五年以内におい  
て法務省令で定める期間とする。

5 次の各号に掲げる外国人についてその在留資  
格に係る当該各号に規定する許可をする場合に  
おける当該在留資格に伴う在留期間は、前項と  
同様とする。

一 入管法別表第一の一の表の上欄の教授の在  
留資格又は入管法別表第一の二の表の上欄の  
研究の在留資格をもつて本邦に在留する外国  
人であつて特定研究等活動を行うものとして  
入管法第二十条第一項の規定により在留資格  
の変更を受けようとするもの 同条第三項の  
規定による入管法別表第一の五の表の上欄の  
在留資格への変更の許可

二 入管法別表第一又は入管法別表第二の上欄  
の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で  
あつて特定家族滞在活動を行うものとして入  
管法第二十条第一項の規定により在留資格の  
変更を受けようとするもの 同条第三項の規  
定による入管法別表第一の五の表の上欄の在  
留資格への変更の許可

三 入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活  
動として特定研究等活動を指定され同表の上  
欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人  
であつて当該指定された特定研究等活動以外  
の特定研究等活動を行うものとして入管法第  
二十条第一項の規定により法務大臣が個々の

外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第三項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可

四 入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として特定研究等活動又は特定家族滞在活動を指定され同表の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であつて入管法第二十一条第一項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第三項の規定による在留期間更新の許可

五 特定研究等活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であつて特定家族滞在活動を行うものとして入管法第二十二條の二第二項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第三項において準用する入管法第二十条第三項の規定による入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格の取得の許可

(農地法の特例)

第十六条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第一条第一項に規定する農地をいう。以下この条及び第二十三條並びに別表第六号において同じ。)その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、別表第六号に掲げる特定事業(以下この条において「第六号事業」という。)の実施主体である地方公共団体(都道府県を除く。)又は農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に規定する農地保有合理化法人(第二十三条第二号及び別表第六号において「農地保有合理化法人」という。)が、当該構造改革特別区域内にある農地又は採草放牧地(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地をいう。以下この条及び別表第六号において同じ。)について第六号

事業の用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の規定による認定の日以後は、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)又は都道府県知事は、第六号事業の実施主体が当該構造改革特別区域内にある農地又は採草放牧地につき農地法第二条第七項に規定する農業生産法人(次項において「農業生産法人」という。)以外の法人のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合において、当該法人が次の各号のいずれにも該当するときは、同法第三条第二項の規定(同項第二号の二、第四号及び第七号に係る部分に限る。)にかかわらず、同条第一項の許可をすることができ、

一 その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるものであること。

二 その法人が、その法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を認定を受けた地方公共団体及び第六号事業の実施主体と締結し、これに従いその事業を行うと認められるものであること。

3 第六号事業の実施により特定法人(農業生産法人以外の法人であつて、前項各号に掲げる要件を満たすものをいう。以下この条及び別表第六号において同じ。)のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地並びに第六号事業の実施主体が第六号事業の用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されているものについては、農地法第六条第一

項の規定は、適用しない。

4 第六号事業の実施主体は、第六号事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地について、特定法人が第二項第二号の協定に違反した場合には、農地法第二十条第一項本文の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、貸借の解除をすることができる。

5 第六号事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃借につけた解除条件(特定法人が第二項第二号の協定に違反した場合に当該賃借の解除をすることを内容とするものに限る。)については、農地法第二十条第八項の規定は、適用しない。

6 第二項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。)にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。

(関税法の特例)

第十七条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域であつて行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十二年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。)又はこれ以外の日の税関の執務時間外において関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第三号に規定する外国貨物又は同項第二号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができ、港灣施設又は空港施設が所在するものにおける同法第九十八条第一項に規定する承認の回数(一年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合

に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、税関長は、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域に所在する同法第二十九条に規定する保税地域(同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。)に置かれていた貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る同法第九十八条第一項の承認を受ける者が同法百条第四号の規定により納付すべき手数料を軽減することができる。

(老人福祉法の特例)

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条並びに別表第八号及び第九号において同じ。)の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条及び次条において同じ。)において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者をいう。社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区

域(次条において「特定区域」という。)において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができ

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、老人福祉法第十七条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。

二 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に關する経験、熱意及び能力を有すること。

四 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たつて、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 平成十四年十一月八日

項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第 号)第十八条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えること」とあるのは「特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えること」と認めるとき」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項」と、同法第十六条第四項中「前条第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第五項の規定により読み替へて適用する第十五条第六項」と、同項、第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第五項の規定により読み替へて適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるそ

の区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と読み替へるものとす

第十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、特定区域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、次に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができる。

一 特別養護老人ホームを管理するために必要な経済的基礎があること。

二 特別養護老人ホームの管理者が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に關する経験、熱意及び能力を有すること。

四 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを管理しようとするものでないこと。

2 地方公共団体は、前項の規定により管理を委託するに当たつて、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(社会保険労務士法の特例)  
第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定(第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であつて厚生労働省令で定める要件に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除(別表第十号において「労働契約の締結等」という。)について当該求職者又は労働者の代理(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に關する代理を除く。)をすることを業とすることができ

一 当該構造改革特別区域内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該構造改革特別区域内の求職者が当該構造改革特別区域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあること。

二 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

2 前項の規定により都道府県労働局長の認定を受けた場合においては、社会保険労務士法第十八条中「第二条」とあるのは、「第二条及び構造改革特別区域法(平成十四年法律第 号)第二十条第一項」とする。

3 第一項の規定による認定を行った都道府県労働局長は、当該認定に係る社会保険労務士が同項に規定する厚生労働省令で定める要件に該

しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(電気通信事業法の特例)

第二十一条 地方公共団体が、その設定する構造

改革特別区域の地理的条件等により、高度な電気通信回線設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下この条において「事業法」という。))第六条第二項に規定する電気通信回線設備をいう。を民間事業者が設置することから、当該構造改革特別区域における電気通信の健全な発達のために適切であるものとして、専ら卸電気通信役務(事業法第三十一条第一項に規定する卸電気通信役務をいう。別表第十一号において同じ。))を提供する第一種電気通信事業(事業法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。別表第十一号において同じ。))を自ら営もうとして内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体に対する事業法並びに電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)、有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)、有線放送電話に関する法律(昭和三十三年法律第百五十二号)及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)並びに政令で定めるその他の法令の規定の適用については、当該地方公共団体を事業法第九條第一項の許可を受けた者とみなす。ただし、事業法第三十九条の五及び事業法第三章の規定の適用については、この限りでない。

2 前項本文の認定を申請する地方公共団体は、

総務省令で定めるところにより、事業法第九條第二項第二号から第四号までに掲げる事項を記載した書面を総務大臣に届け出なければならぬ。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合においては、当該取り消された認定を受けていた地方公共団体に対する事業法第三十九条の五の規定の適用については、同項

ただし書の規定にかかわらず、当該地方公共団体を事業法第九條第一項の許可を受けた者とみなす。

(研究交流促進法の特例)

第二十二条 地方公共団体が、その設定する構造

改革特別区域内に科学技術(人文科学のみに係るものを除く。))に関する試験研究(以下この条において「研究」という。))のための活動の中心となる国の機関が所在し、かつ、当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次の各号のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)第十一條第一項中「密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である」とあるのは「関連する」と、「提供する」とあるのは「提供し、又は国所有の試験研究施設を使用して行つた研究の成果を国に報告する」と、同条第二項中「共同して行う研究」とあるのは「共同して行う研究、国が現に行つている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である研究又は国が行つた研究の成果を活用する研究」と、「提供する」とあるのは「提供し、又は当該施設において行つた研究の成果を国に報告する」とする。

一 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。

二 当該国の機関の周辺に、当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例)に関する法律及び市民農園整備促進法の特例

第二十三条 地方公共団体が、その設定する構造

改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されない

と見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、別表第十三号に掲げる特定事業(以下この条において「第十三号事業」という。))の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が当該構造改革特別区域内にある次に掲げる農地について行つた賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号。以下「特定農地貸付け法」という。))第二

項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付け法及び市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の規定を適用する。この場合において、特定農地貸付け法第三條第一項中「地方公共団体又は農業協同組合は、特定農地貸付けを行おうとするときは」とあるのは「特定農地貸付けを行おうとする者は」と、特定農地貸付け法第四條第一項中「前条第三項の承認を受けた者が」とあるのは「地方公共団体(都道府県を除く。))又は農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四條第二項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。))が構造改革特別区域法(平成十四年法律第 号)第二十三條に規定する構造改革特別区域内にある農地について同条第二号に規定する第十三号事業対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が」と、「取得する場合」とあるのは「取得する場合(同法別表第十三号に掲げる同法第二條第二項に規定する特定事業に於ける同法第二條第四号に掲げる実施主体にあっては、使用賃借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。))と、「同項の承認」とあ

るのは「前条第三項の承認」と、同条第二項中「並びに当該承認を受けた者が」とあるのは「当該承認を受けた者が」と、「特定農地貸付けの用に供されていないもの」とあるのは「特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団体又は農地保有合理化法人が構造改革特別区域法第二十三條第二号に規定する第十三号事業対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該第十三号事業対象農地貸付けの用に供されていないもの」と、特定農地貸付け法第六條中「承認を受けた者」とあるのは「承認を受けた者(構造改革特別区域法第二十三條第二号に掲げる農地にあっては、当該農地について同号に規定する第十三号事業対象農地貸付けを行つた地方公共団体又は農地保有合理化法人)」とする。

一 第十三号事業の実施主体の所有に係る農地(当該実施主体が当該農地に係る特定農地貸付け法第三條第三項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る第十三号事業の実施に当たつて合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定(次号において「第十三号事業実施協定」という。))を認定を受けた地方公共団体と締結しているものに限る。

二 第十三号事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から第十三号事業の用に供すべきものとして使用賃借による権利又は賃借権の設定(以下この号において「第十三号事業対象農地貸付け」という。))を受けている農地(当該実施主体が第十三号事業実施協定を認定を受けた地方公共団体及び当該第十三号事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。)

(大規模小売店舗立地法の特例)

第二十四条 都道府県(地方自治法第二百五十二

条の十九第一項の指定都市を含む。以下この条において同じ。が、その設定する構造改革特別区域が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七條第一項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二條第二項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域であるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、大規模小売店舗立地法第五條第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六條第一項若しくは第二項の規定による届出（同法附則第五條第四項の規定により同法第六條第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。第七項及び附則第四條第一項において同じ。）に係る同法第五條第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五條第四項、第六條第四項、第八條及び第九條の規定は、適用しない。

2 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、前項の構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

3 都道府県は、第一項の構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、当該構造改革特別区域の存する市町村については、第四條第三項の規定にかかわらず、当該市町村と協議しなければならない。

4 都道府県は、第一項の構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等（第一項の構造改革特別区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会議所又は商工会その他の団体その他の当該

構造改革特別区域計画の案について意見を有する者をいう。第六項において同じ。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、第一項の構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画についての認定を申請しようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該構造改革特別区域計画の案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された構造改革特別区域に係る構造改革特別区域計画の案について、都道府県に意見を提出することができる。

7 第九條第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合においては、当該取り消された認定を受けていた構造改革特別区域計画に定められている構造改革特別区域に係る大規模小売店舗立地法第五條第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六條第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五條第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五條第四項、第六條第四項、第八條及び第九條の規定は、適用しない。

（アルコール事業法の特例）  
第二十五條 地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二條第一項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第二條第二項に規定する副産物をいう。）であつて主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源（同法第二條第四項に規定する再生資源をいう。別表第十五号において同じ。）として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者（アルコー

ル事業法（平成十二年法律第三十六号）第三條第一項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第二條第一項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。別表第十五号において同じ。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第九條、第十條、第二章第三節及び第四節並びに第三十五條から第三十七條までの規定は、適用しない。

第五章 構造改革特別区域推進本部（設置）  
第二十六條 構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）  
第二十七條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 構造改革特別区域基本方針の案の作成に関すること。  
二 構造改革特別区域基本方針の実施を推進すること。  
三 前二号に掲げるもののほか、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）  
第二十八條 本部は、構造改革特別区域推進部長、構造改革特別区域推進副本部長及び構造改革特別区域推進本部員をもって組織する。

（構造改革特別区域推進本部員）  
第二十九條 本部の長は、構造改革特別区域推進部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

第三十條 本部に、構造改革特別区域推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（構造改革特別区域推進本部員）  
第三十一條 本部に、構造改革特別区域推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）  
第三十二條 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。）の長並びに特別の法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四條第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）  
第三十三條 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）  
第三十四條 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）  
第三十五條 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則  
（規制の特例措置の見直し）

第三十六條 関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について、定期的に調査を行うとともに、その結果について、本部に報告しなければならぬ。

2 関係行政機関の長は、前項の調査の結果及び地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(主務省令)

第三十七條 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。

ただし、人事院、国家公安委員会、公正取引委員会、公害等調整委員会、司法試験管理委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会等の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

(命令への委任)

第三十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び第四章の規定 平成十五年四月一日

二 附則第六條の規定 平成十六年一月一日

(検討) 第二條 政府は、この法律の施行後五年以内に、

この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(訓令又は通達に関する措置)

第三條 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第四條 第二十四條第一項の構造改革特別区域に係る認定前にした大規模小売店舗立地法第五條第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六條第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五條第一項各号に掲げる事項の変更に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(内閣府設置法の一部改正)

第五條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

四號)第四條第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

(司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第

号)の一部を次のように改正する。

附則第十八條の次に次の一条を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正) 第十八條の二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第三十七條中「司法試験管理委員会規則」及び「司法試験管理委員会」を削る。

別表(第一條関係)

| 番号 | 事業の名称                                     | 関係条項  |
|----|-------------------------------------------|-------|
| 一  | 三歳未満児に係る幼稚園入園事業                           | 第十二條  |
| 二  | 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業                    | 第十二條  |
| 三  | 市町村費負担教職員任用事業                             | 第十三條  |
| 四  | 特定埠頭運営効率化推進事業                             | 第十四條  |
| 五  | 外国人研究者受入れ促進事業                             | 第十五條  |
| 六  | 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業 | 第十六條  |
| 七  | 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業                      | 第十七條  |
| 八  | 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業                     | 第十八條  |
| 九  | 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業                | 第十九條  |
| 十  | 社会保険労務士を活用した労働契約の締結に係る代理事業                | 第二十條  |
| 十一 | 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業          | 第二十一條 |
| 十二 | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業                  | 第二十二條 |
| 十三 | 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業            | 第二十三條 |
| 十四 | 中心市街地における商業の活性化事業                         | 第二十四條 |
| 十五 | 再生資源を利用したアルコール製造事業                        | 第二十五條 |
| 十六 | 前各号に掲げるもののほか、政令又は主務省令で定める事業               |       |

理由

構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定の手續、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置等を定めるとともに、構造改革特別区域推進本部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

する法律

(目的) 第一條 この法律は、肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を改革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、特殊法人等の廃止又は民営化、独立行政法人の組織形態の在り方の見直し等について定めることにより、特殊法人等及び独立行政法人の整理等を推進することを目的とする。

(特殊法人等の廃止又は民営化)

第二條 政府は、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までに、特殊法人等(別表

特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案  
特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案

に掲げる法人をいう。以下同じ。を廃止し、又はこれらの民営化を実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(独立行政法人の組織形態の在り方の見直し)

第三条 政府は、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までに、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))について、廃止し、又は民営化を実施することを基本として、その組織形態の在り方を見直し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(補助金等の削減等)

第四条 政府は、前二条の措置を講ずるまでの間においては、特殊法人等及び独立行政法人に対して交付される補助金等の削減を図るとともに、これらの法人の役員員数を削減するために

必要な措置を講じなければならない。  
(特殊法人等及び独立行政法人の職員の再就職の支援)

第五条 政府は、前三条の措置を講ずるに当たっては、特殊法人等及び独立行政法人の職員の再就職を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

##### (この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日限り、その効力を失う。

(特殊法人等改革基本法の廃止)

第三条 特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)は、廃止する。

別表 特殊法人等の表(第二条関係)

#### 一 特殊法人

| 名 称         | 根 拠 法                                     |
|-------------|-------------------------------------------|
| 奄美群島振興開発基金  | 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)             |
| 宇宙開発事業団     | 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)                    |
| 運輸施設整備事業団   | 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)                   |
| 沖縄振興開発金融公庫  | 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)                |
| 科学技術振興事業団   | 科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)                   |
| 核燃料サイクル開発機構 | 核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)               |
| 簡易保険福祉事業団   | 簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)                 |
| 環境事業団       | 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)                      |
| 関西国際空港株式会社  | 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)                |
| 九州旅客鉄道株式会社  | 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号) |
| 金属鉱業事業団     | 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)                   |
| 勤労者退職金共済機構  | 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)                  |

|                   |                                          |
|-------------------|------------------------------------------|
| 公営企業金融公庫          | 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)                 |
| 公害健康被害補償予防協会      | 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一号)          |
| 国際観光振興会           | 国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)                  |
| 国際協力銀行            | 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)                    |
| 国際協力事業団           | 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)                  |
| 国際交流基金            | 国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)                   |
| 国民生活金融公庫          | 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)                 |
| 国民生活センター          | 国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)                 |
| 雇用・能力開発機構         | 雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)                  |
| 四国旅客鉄道株式会社        | 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律               |
| 社会福祉・医療事業団        | 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)               |
| 社会保険診療報酬支払基金      | 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)           |
| 住宅金融公庫            | 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)                   |
| 首都高速道路公団          | 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)                 |
| 商工組合中央金庫          | 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)                   |
| 新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号) |
| 心身障害者福祉協会         | 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)                |
| 新東京国際空港公団         | 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)                 |
| 石油公団              | 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)                     |
| 地域振興整備公団          | 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)                 |
| 地方競馬全国協会          | 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)                      |
| 中小企業金融公庫          | 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)                |
| 中小企業総合事業団         | 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第九十九号)                 |
| 帝都高速度交通営団         | 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)                 |
| 電源開発株式会社          | 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)                 |
| 都市基盤整備公団          | 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)                  |
| 西日本電信電話株式会社       | 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)         |

|                |                                                                                                                  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本育英会          | 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)                                                                                            |
| 日本学術振興会        | 日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百三十三号)                                                                                        |
| 日本貨物鉄道株式会社     | 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律                                                                                       |
| 日本勤労者住宅協会      | 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三百三十三号)                                                                                      |
| 日本芸術文化振興会      | 日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)                                                                                        |
| 日本原子力研究所       | 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)                                                                                         |
| 日本小型自動車振興会     | 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)                                                                                          |
| 日本自転車振興会       | 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)                                                                                            |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)                                                                                     |
| 日本政策投資銀行       | 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)                                                                                          |
| 日本船舶振興会        | モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)                                                                                      |
| 日本体育・学校健康センター  | 日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)                                                                                     |
| 日本たばこ産業株式会社    | 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)                                                                                      |
| 日本中央競馬会        | 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)                                                                                          |
| 日本鉄道建設公団       | 日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)                                                                                           |
| 日本電信電話株式会社     | 日本電信電話株式会社等に関する法律                                                                                                |
| 日本道路公団         | 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)                                                                                             |
| 日本貿易振興会        | 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)                                                                                          |
| 日本放送協会         | 放送法(昭和二十五年法律第二百三十一号)                                                                                             |
| 日本労働研究機構       | 日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第二百三十一号)                                                                                       |
| 年金資金運用基金       | 年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)                                                                                           |
| 農業者年金基金        | 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)                                                                                          |
| 農畜産業振興事業団      | 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)                                                                                          |
| 農林漁業金融公庫       | 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)                                                                                       |
| 農林漁業団体職員共済組合   | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十二年法律第百一十一号)第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号) |
| 阪神高速道路公団       | 阪神高速道路公団法(昭和三十三年法律第四十三号)                                                                                         |
| 東日本電信電話株式会社    | 日本電信電話株式会社等に関する法律                                                                                                |

|                     |                                                  |
|---------------------|--------------------------------------------------|
| 放送大学学園              | 放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)                            |
| 北海道旅客鉄道株式会社         | 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律                       |
| 北方領土問題対策協会          | 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)                       |
| 本州四国連絡橋公団           | 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)                        |
| 水資源開発公団             | 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)                         |
| 緑資源公団               | 緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)                            |
| 理化学研究所              | 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)                            |
| 労働福祉事業団             | 労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百六号)                          |
| 一 認可法人              |                                                  |
| 名 称                 | 根 拠 法                                            |
| 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 | 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)              |
| 海上災害防止センター          | 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)             |
| 海洋科学技術センター          | 海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)                       |
| 海洋水産資源開発センター        | 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)                        |
| 基盤技術研究促進センター        | 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)                         |
| 漁業共済組合連合会           | 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号)                           |
| 漁船保険中央会             | 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)                          |
| 銀行等保有株式取得機構         | 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第二百三十一号)             |
| 空港周辺整備機構            | 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)   |
| 警察共済組合              | 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)                       |
| 厚生年金基金連合会           | 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)                           |
| 公立学校共済組合            | 地方公務員等共済組合法                                      |
| 国家公務員共済組合           | 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)                      |
| 国家公務員共済組合連合会        | 国家公務員共済組合法                                       |
| 産業基盤整備基金            | 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号) |

|                 |                                          |
|-----------------|------------------------------------------|
| 市議会議員共済会        | 地方公務員等共済組合法                              |
| 指定都市職員共済組合      | 地方公務員等共済組合法                              |
| 自動車安全運転センター     | 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)               |
| 自動車事故対策センター     | 自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)              |
| 情報処理振興事業協会      | 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)              |
| 生物系特定産業技術研究推進機構 | 生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)          |
| 石炭鉱業年金基金        | 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)                 |
| 全国市町村職員共済組合連合会  | 地方公務員等共済組合法                              |
| 全国社会保険労務士会連合会   | 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)                  |
| 全国商工会連合会        | 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)                      |
| 全国中小企業団体中央会     | 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)                |
| 全国農業会議所         | 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)              |
| 全国農業協同組合中央会     | 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)                   |
| 総合研究開発機構        | 総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)                 |
| 地方公務員共済組合連合会    | 地方公務員等共済組合法                              |
| 地方公務員災害補償基金     | 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)              |
| 地方職員共済組合        | 地方公務員等共済組合法                              |
| 町村議会議員共済会       | 地方公務員等共済組合法                              |
| 通関情報処理センター      | 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号) |
| 通信・放送機構         | 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)                  |
| 都職員共済組合         | 地方公務員等共済組合法                              |
| 都道府県議会議員共済会     | 地方公務員等共済組合法                              |
| 日本行政書士会連合会      | 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)                       |
| 日本下水道事業団        | 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)                 |
| 日本公認会計士協会       | 公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)                      |
| 日本司法書士会連合会      | 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)                     |
| 日本障害者雇用促進協会     | 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百一十三号)        |

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 平成十四年十一月八日

|                |                                                                          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 日本商工会議所        | 商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)                                                    |
| 日本税理士会連合会      | 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)                                                    |
| 日本赤十字社         | 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)                                                   |
| 日本たばこ産業共済組合    | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号) |
| 日本鉄道共済組合       | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法)                             |
| 日本土地家屋調査士会連合会  | 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)                                                |
| 日本万国博覧会記念協会    | 日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)                                              |
| 日本弁理士会         | 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)                                                       |
| 農水産業協同組合貯金保険機構 | 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)                                             |
| 農林漁業信用基金       | 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)                                                 |
| 平和祈念事業特別基金     | 平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)                                         |
| 野菜供給安定基金       | 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三百三十三号)                                               |
| 預金保険機構         | 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)                                                     |

理由  
 肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、特殊法人等及び独立行政法人の整理等を推進するため、特殊法人等の廃止又は民営化、独立行政法人の組織形態の在り方の見直し等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



第一類第一号

内閣委員會議録第五号

平成十四年十一月八日

平成十四年十一月二十二日印刷

平成十四年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局